

# 伊勢崎市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 8 月  
(令和4年3月改訂)  
伊 勢 崎 市



---

## 目次

第1章	はじめに	1
1.	計画改訂の目的と位置づけ	1
(1)	これまでの経緯	1
(2)	改訂の趣旨	1
(3)	計画の位置づけ	2
2.	計画期間	2
3.	対象施設	3
第2章	公共施設等の現状及び将来の見通し	4
1.	伊勢崎市の概要	4
2.	公共施設等の現状	5
(1)	市所有建物の現状	5
(2)	インフラ資産の現状	9
3.	人口動向	11
(1)	人口の推移	11
(2)	人口の将来展望	13
4.	財政状況	14
(1)	歳入の状況	14
(2)	歳出の状況	15
5.	公共施設等の更新に必要な費用の試算	16
(1)	公共施設等の総量をそのまま維持・更新した場合の将来更新費試算の条件	16
(2)	平成28年度計画策定時における財政見込みと将来更新費の比較（普通会計）	17
(3)	これまでの取り組み（普通会計）	19
(4)	個別施設計画を反映した今後の財政見込みと将来更新費の比較（普通会計）	20
(5)	公営事業会計における将来更新費	24
第3章	用途別にみた施設の現状	25
1.	本章で対象にする建物	25
2.	公共施設（建物）	26
(1)	集会施設	26
(2)	文化施設	27
(3)	図書館	27
(4)	博物館等	27
(5)	スポーツ施設	28
(6)	レクリエーション施設・観光施設	28
(7)	産業系施設	29
(8)	学校	29
(9)	その他教育施設	30

(10) 幼保・こども園 .....	30
(11) 幼児・児童施設 .....	31
(12) 高齢福祉施設 .....	31
(13) 障害福祉施設 .....	32
(14) 児童福祉施設 .....	32
(15) 保健施設 .....	32
(16) 庁舎等 .....	33
(17) 消防施設 .....	33
(18) その他行政系施設 .....	34
(19) 市営住宅 .....	35
(20) 公園 .....	35
(21) 供給処理施設 .....	37
(22) 医療施設 .....	37
(23) その他施設 .....	37
3. インフラ資産 .....	39
(1) 道路・橋りょう .....	39
(2) 上水道 .....	39
(3) 下水道 .....	40
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 .....	41
1. 現状と課題に関する基本認識 .....	41
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 .....	42
取組1 総量の適正化 .....	43
取組2 長寿命化の推進 .....	43
取組3 効率的な管理・有効活用 .....	44
3. 管理に関する用途別の基本的な方針 .....	46
4. 今後の具体的取組 .....	49
5. 取組体制 .....	51
(1) 全庁的な体制の構築 .....	51
(2) 情報管理・共有の推進 .....	51
6. 実施スケジュール .....	51
7. フォローアップの実施 .....	52
巻末資料 .....	53
1. 総務省施設区分分類表 .....	53
2. 個別施設計画一覧表 .....	54
3. 伊勢崎市指定管理者制度導入施設一覧 .....	56
4. 耐用年数表 .....	57
5. 伊勢崎市公共施設等総合管理計画検討委員会 .....	58



掲載されている表中の数値については、端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合があります。

また、平成16年12月31日以前の情報は、旧伊勢崎市、旧赤堀町、旧東村、旧境町によるものです。



# 第1章 はじめに

## 1. 計画改訂の目的と位置づけ

### (1) これまでの経緯

わが国における公共施設及びインフラは、その多くが都市化の進展や経済成長とともに一定期間の中で集中的に整備されてきました。そのため、これらの公共施設等<sup>\*1</sup>は老朽化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎え、更新にかかるコストは膨大な財政負担となることが見込まれています。

このような状況のもと、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとし、平成25年11月「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。このなかで地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新などを着実に推進し、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするための「行動計画」の策定を求めることとなりました。さらに平成26年4月には、「行動計画」の策定を具体化する取り組みとして、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定について通知<sup>\*2</sup>しました。このなかで、すべての地方公共団体は、庁舎・学校・市営住宅などの公共施設、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト(LCC)<sup>\*3</sup>に配慮した公共施設等総合管理計画を平成28年度(2016年度)までに策定することとされました。

本市においては、昭和50年代から60年代にかけて、学校・市営住宅などの公共施設や上下水道・橋りょうなどのインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建設後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、近い将来一斉に更新時期を迎えるものと見込まれていることから、今後とも安全で持続的な市民サービスを確保・提供していくためには、財政面や社会情勢、人口動態等を考慮した市全体としての公共施設等の需給バランスや配置など、公共施設等を取り巻く環境の変化に対応しながら、効果的効率的な公共施設等の整備及び管理運営を実現していくことが必要となっています。

こうしたことから、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題などを客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営を目指すことを目的として平成28年(2016年)に伊勢崎市公共施設等総合管理計画を策定しました。

### (2) 改訂の趣旨

本計画策定後、国の「インフラ長寿命化基本計画」では、維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減・平準化を図るため、施設ごとに、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定める計画として個別施設計画の策定を地方公共団体に対して求めていたことから、本市においても、本計画に定める公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に基づき、個別施設計画の策定を進め、令和2年度(2020年度)末までにすべての施設を対象とした個別施設計画を策定しました。

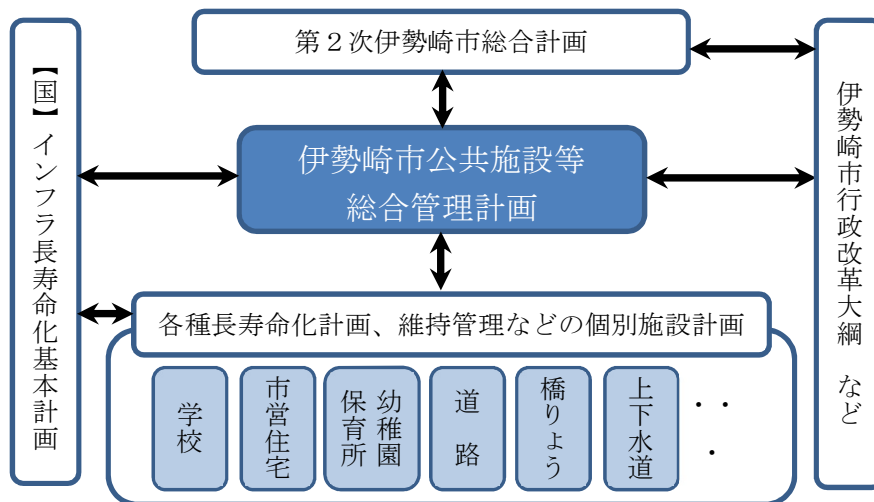
今回の改訂は、個別施設計画に定める具体的な施設の対策内容を公共施設等総合管理計画に反映させ、計画の充実を図ることとする、令和3年1月の総務省の通知<sup>\*4</sup>に基づくものです。公共施設等の将来更新費用について個別施設計画を反映した試算を行うなどの計画内容の見直しを行いました。

- ※1 公共施設等：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日）において、「公共施設等」とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）も含む包括的な概念である。」と定義づけている。
- ※2 「公共施設等総合管理計画」の策定について通知：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成 26 年 4 月 22 日総務省自治財政局財務調査課長）
- ※3 ライフサイクルコスト（LCC）：公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要なコストの総額。
- ※4 総務省の通知：「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日総務省自治財政局財務調査課長）

### （3）計画の位置づけ

本計画は、平成 26 年 4 月の総務省通知を踏まえ、「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」を将来都市像とする「第 2 次伊勢崎市総合計画（平成 26 年度策定）」の着実な推進を下支えするとともに、本市の公共施設（建物）及びインフラ資産（道路・橋りょう・上下水道など）を将来にわたって総合的かつ計画的に維持管理していくための基本的な方針として定めるものです。

また「伊勢崎市行政改革大綱」などとの連携を図ることにより、今後の各施設の具体的な対応方針を定める個別施設計画の指針となると同時に、本市全体の公共施設等の総合管理における横断的な役割を果たすものとなります。



## 2. 計画期間

本計画の計画期間は、今後 30 年間に公共施設等の更新などの時期が集中することや、公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、令和 27 年度（2045 年度）までの 30 年間とします。また、本計画は、10 年を単位に見直すことを基本とし、本市の財政状況や制度変更などに合わせて適宜見直しを行い、上位計画である伊勢崎市総合計画との整合性の確保を図ります。

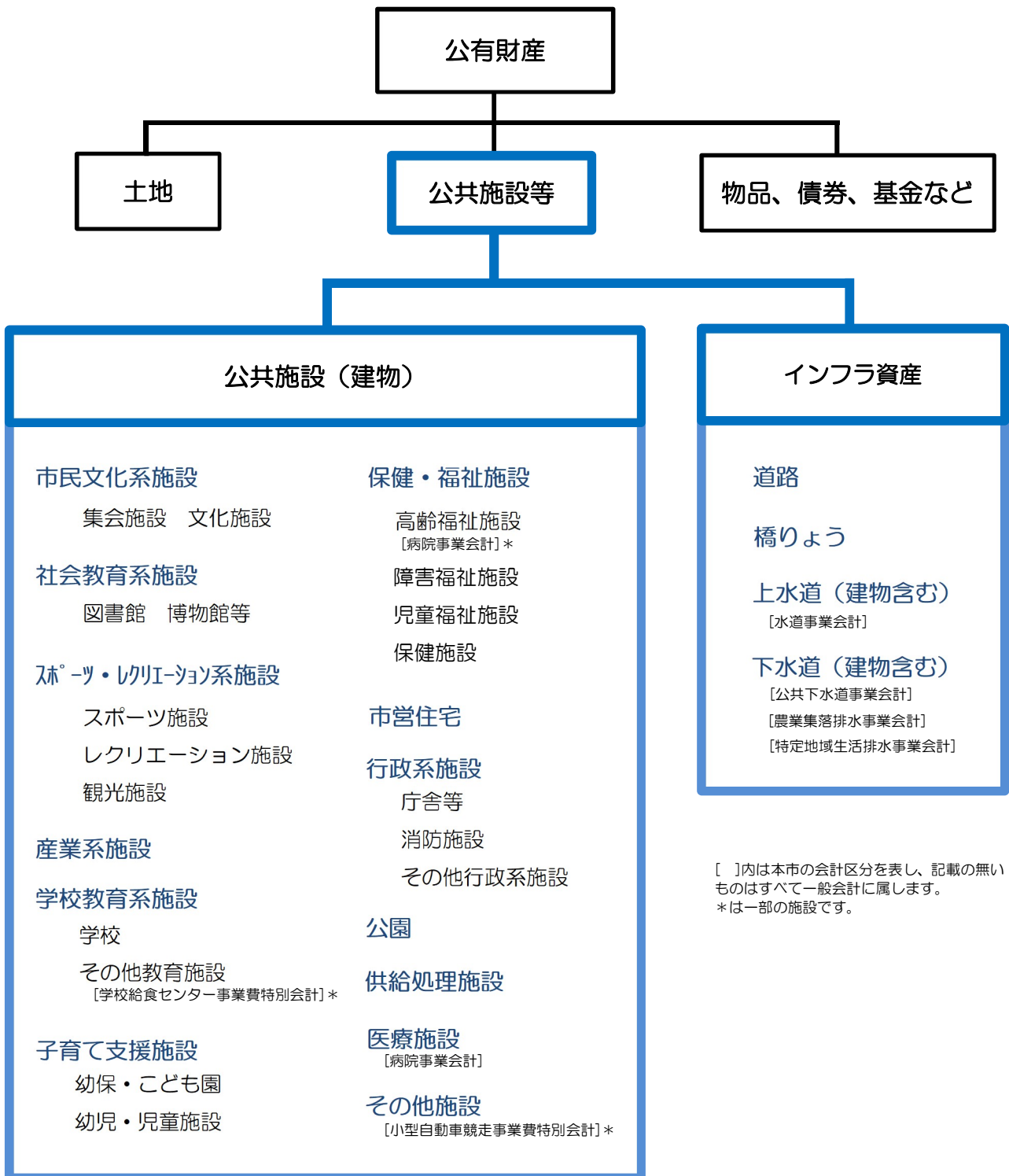
**計画期間 30 年（平成 28 年度～令和 27 年度）**

※今回の改訂では、平成 28 年度（2016 年度）本計画策定時の公共施設等の将来更新費用の推計値と個別施設計画を反映した推計値の比較を行うため、改訂前と同期間を計画期間としています。



### 3. 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本市が所有する公有財産のうち、公共施設（建物）のほか、道路、橋りょう、上下水道施設などのインフラ資産を対象としています。



※施設の分類は、総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕」を基に分類している。（参照：巻末資料1）

## 第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 1. 伊勢崎市の概要

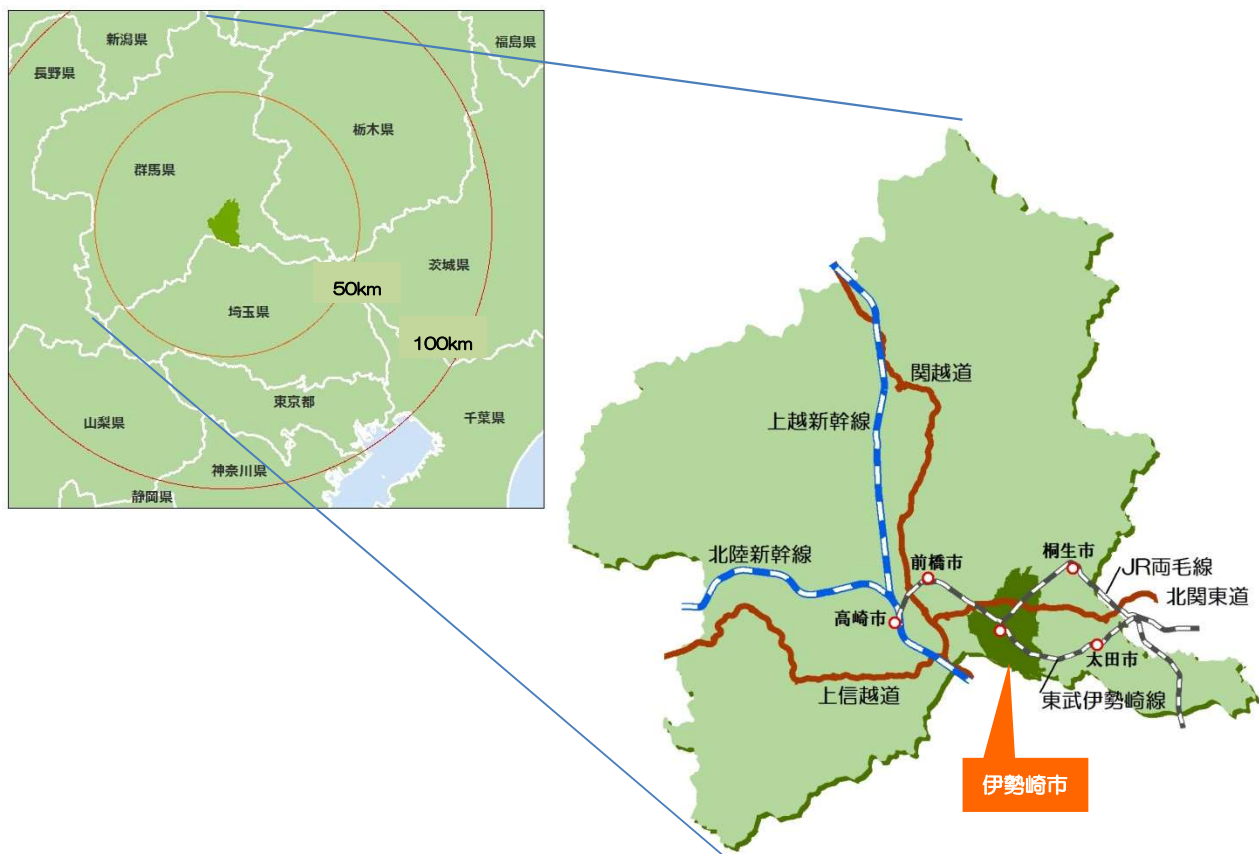
本市は、群馬県の南部、関東平野の北西に位置し、都心から80～100kmの距離にあり、総面積139.44km<sup>2</sup>の中核的な地方都市です。

東武伊勢崎線とJR両毛線の結節地であり、また北関東自動車道や国道17号上武道路をはじめ、多くの幹線道路が縦横に結ばれるなど、交通利便性に恵まれています。

こうしたことから、「伊勢崎銘仙」に代表される伝統的な織物産業などに加え、近年は大規模商業施設や多くの工業団地が集積し、市の発展の原動力となっています。また、さらに都市間を結ぶ広域幹線道路や区画整理事業などの整備事業も進んでおり、交通アクセスの向上と相まって、商業・工業・農業と新たな経済活動への可能性が大きく広がっています。

古くから生糸、絹織物の生産が盛んで、平成26年6月に世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つである「田島弥平旧宅」をはじめ、関連する歴史的建造物や伝統工芸品も数多く残されており、一方、自然にも恵まれ、各地域の花の名所には毎年市内外から大勢の人が訪れています。

平成17年1月に、伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村の合併で新しい伊勢崎市となって以来、市域の均衡ある発展を促進するための様々な施策を展開してきており、今後も持続可能なまちづくりに取り組み、活力ある元気な都市を目指してまいります。



## 2. 公共施設等の現状

### (1) 市所有建物の現状

#### ①用途別整備状況

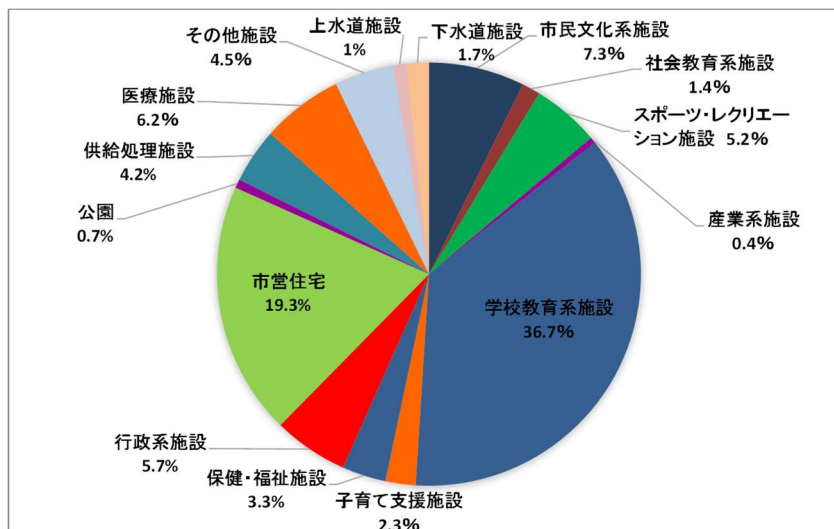
本市が所有する公共施設等のうち、公共施設（建物）とインフラ資産に含まれる建物を合わせたすべての建物の整備状況は、令和2年度（2020年度）末において、523施設、延床面積の合計は73万㎡です。用途別にみると、施設では公園（管理棟、トイレなどの建物を有するもの）が155施設と最も多く、次いで消防施設が52施設となっています。延床面積では学校が26万㎡と全体の35%を占め、次いで市営住宅が14万㎡と全体の19%を占めており、学校と市営住宅の延床面積を合わせると全体の半分以上となります。

#### 市所有建物の用途別整備状況

用途大分類	用途中分類	施設数	延床面積(㎡)	比率(%)	面積小計(㎡)	比率(%)	
公共施設 (建物)	市民文化系施設	集会施設	29	26,629	3.6	53,445	7.3
	文化施設	5	26,816	3.7			
	社会教育系施設	図書館	4	6,435	0.9	10,286	1.4
		博物館等	8	3,851	0.5		
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	31	35,393	4.8	37,713	5.2
		レクリエーション施設・観光施設	4	2,320	0.3		
	産業系施設	産業系施設	3	3,243	0.4	3,243	0.4
	学校教育系施設	学校	36	256,623	35.1	268,499	36.7
		その他教育施設	8	11,876	1.6		
	子育て支援施設	幼保・こども園	15	10,981	1.5	16,838	2.3
		幼児・児童施設	19	5,857	0.8		
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	11	13,682	1.9	24,489	3.3
		障害福祉施設	9	4,970	0.7		
		児童福祉施設	2	1,583	0.2		
		保健施設	4	4,254	0.6		
	行政系施設	庁舎等	6	28,988	4.0	41,753	5.7
		消防施設	52	12,419	1.7		
		その他行政系施設	8	346	0.0		
	市営住宅	市営住宅	29	141,544	19.3	141,544	19.3
	公園	公園(建物)	155	4,884	0.7	4,884	0.7
供給処理施設	供給処理施設	7	30,664	4.2	30,664	4.2	
医療施設	医療施設	1	45,441	6.2	45,441	6.2	
その他施設	その他施設	42	33,020	4.5	33,020	4.5	
インフラ 資産	上水道施設	18	7,471	1.0	7,471	1.0	
	下水道施設	17	12,434	1.7	12,434	1.7	
合計		523	731,724	100.0	731,724	100.0	

※令和2年度末時点

#### 用途別の延床面積の割合

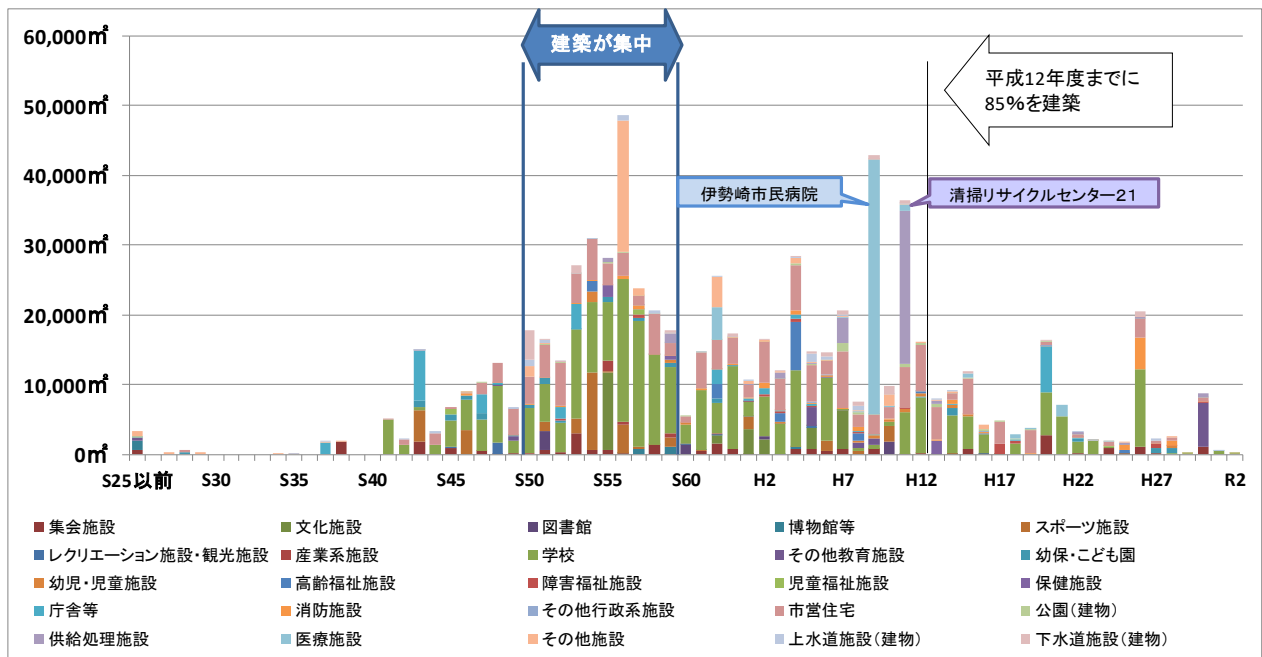


## ②建築年度別整備状況

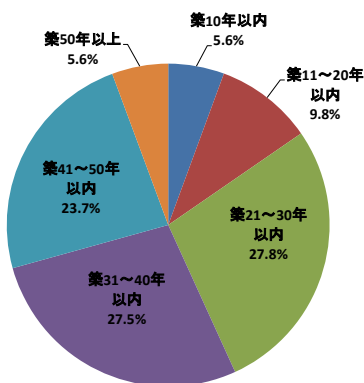
建築年度別の整備状況では、昭和50年度（1975年度）から昭和60年度（1985年度）にかけて多くの建物が公共施設等として集中的に整備されてきましたが、その後も概ね平成12年度（2000年度）までの間、比較的多くの建設、建替えが進められてきました。平成12年度（2000年度）までに建築された建物の延床面積は62万㎡となり、全体の85%を占めています。

また、建築後の経過年数をみると、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した建物が42万㎡と全体の57%を占めています。また、用途別の建築後の経過年数割合をみると、築41年以上の建物の割合はレクリエーション施設・観光施設、スポーツ施設、庁舎、幼保・こども園、産業系施設等で高くなっており、老朽化の進行が伺えます。平均的な値が50%～60%と言われる有形固定資産減価償却率<sup>※5</sup>は、本市は60%以上と高い数値で推移しており、老朽化が進んでいることがわかります。

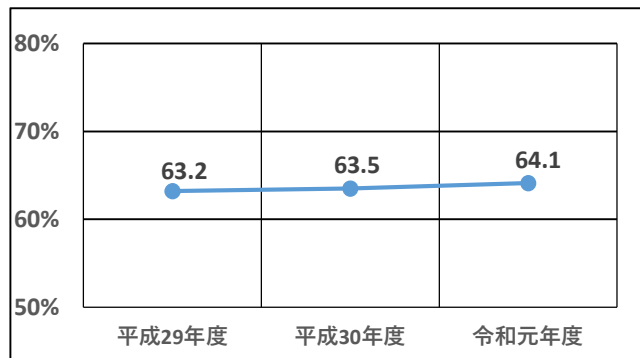
### 市所有建物の建築年度別整備状況



### 経過年数別の延床面積の割合



### 有形固定資産減価償却率の推移（普通会計）



※5 有形固定資産減価償却率とは、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表す指標で、数値が高いほど老朽化（資産価値の減少）が進んでいることとなります。

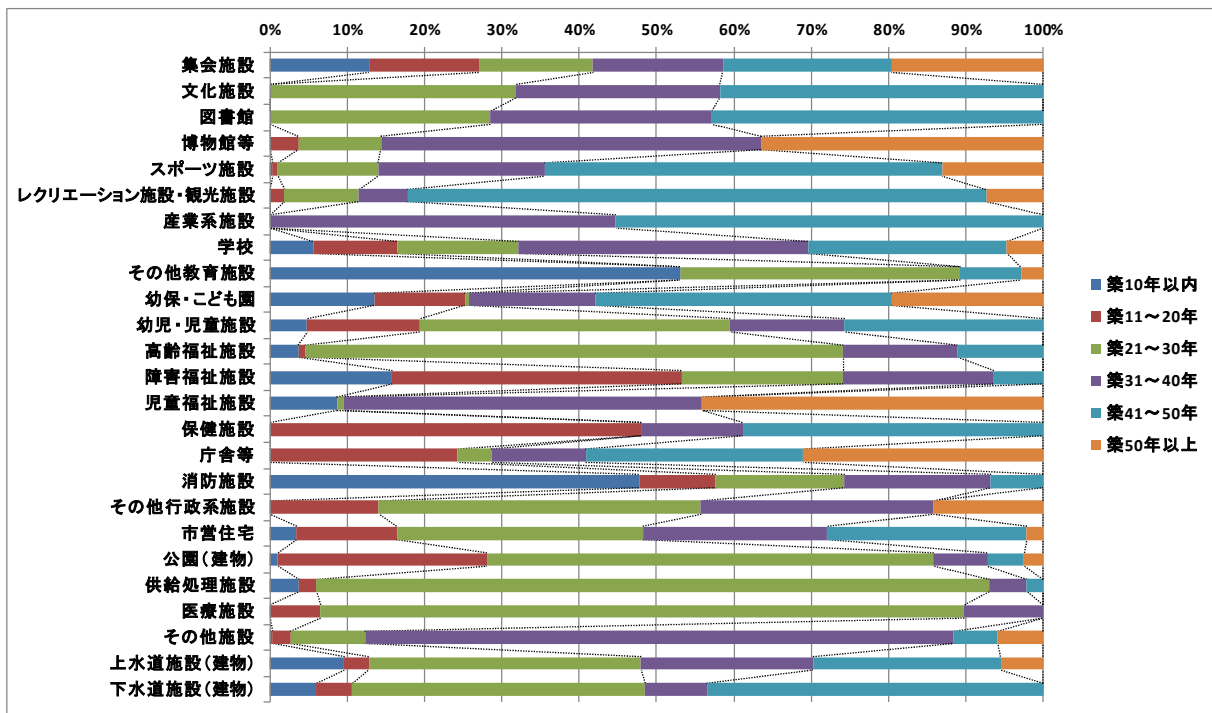
用途別・経過年数別の延床面積

単位：㎡

用途中分類	築10年以内	築11～20年	築21～30年	築31～40年	築41～50年	築51年以上	合計
集会施設	3,414	3,803	3,908	4,476	5,812	5,217	26,629
文化施設	0	0	8,541	7,080	11,195	0	26,816
図書館	0	0	1,838	1,834	2,762	0	6,435
博物館等	0	145	410	1,893	0	1,403	3,851
スポーツ施設	134	231	4,600	7,605	18,211	4,612	35,393
レクリエーション施設・観光施設	0	45	223	146	1,736	171	2,320
産業系施設	0	0	0	1,451	1,792	0	3,243
学校	14,390	27,865	40,258	96,006	66,014	12,089	256,623
その他教育施設	6,307	0	4,283	7	936	343	11,876
幼保・こども園	1,485	1,286	66	1,783	4,208	2,153	10,981
幼児・児童施設	286	855	2,343	867	1,505	0	5,857
高齢福祉施設	507	123	9,508	2,029	1,514	0	13,682
障害福祉施設	787	1,859	1,041	965	320	0	4,970
児童福祉施設	138	0	15	733	0	698	1,583
保健施設	0	2,047	0	554	1,653	0	4,254
庁舎等	0	7,031	1,275	3,547	8,134	9,001	28,988
消防施設	5,927	1,234	2,063	2,356	839	0	12,419
その他行政系施設	0	49	144	104	0	49	346
市営住宅	4,923	18,313	45,013	33,728	36,544	3,023	141,544
公園(建物)	52	1,321	2,819	341	232	119	4,884
供給処理施設	1,165	696	26,683	1,456	664	0	30,664
医療施設	0	2,968	37,833	4,640	0	0	45,441
その他施設	130	756	3,190	25,108	1,873	1,962	33,020
上水道施設(建物)	721	237	2,628	1,663	1,811	412	7,471
下水道施設(建物)	751	579	4,707	992	5,404	0	12,434
総計	41,117	71,443	203,389	201,364	173,159	41,252	731,724

※令和2年度末時点

用途別の経過年数割合



※令和2年度末時点

### ③住民一人あたり延床面積

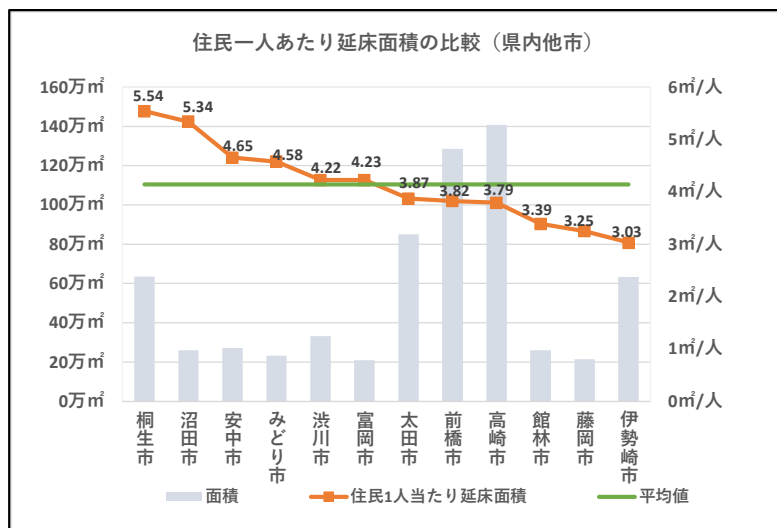
総務省の調査に基づき、令和元年度（2019年度）末の公共施設の住民一人あたり延床面積<sup>※6</sup>を県内他市と比較すると、本市の住民一人あたり延床面積3.03㎡/人は、最も少ない水準にあります。

また同様に、人口規模や市域の面積が本市と同程度の7市と比較すると、公共施設延床面積はほぼ同等であり、住民一人あたり延床面積もほぼ同等の水準となっています。

#### 所有量（県内他市）

自治体名	公共施設延床面積 (㎡)	人口 (人)	住民一人あたり延床面積 (㎡/人)
桐生市	635,551	114,714	5.54
沼田市	259,977	48,676	5.34
安中市	272,191	58,531	4.65
みどり市	232,972	50,906	4.58
渋川市	331,196	78,391	4.22
富岡市	210,310	49,746	4.23
太田市	850,482	219,807	3.87
前橋市	1,285,574	336,154	3.82
高崎市	1,406,097	370,884	3.79
館林市	259,815	76,667	3.39
藤岡市	213,599	65,708	3.25
伊勢崎市	632,985	208,814	3.03

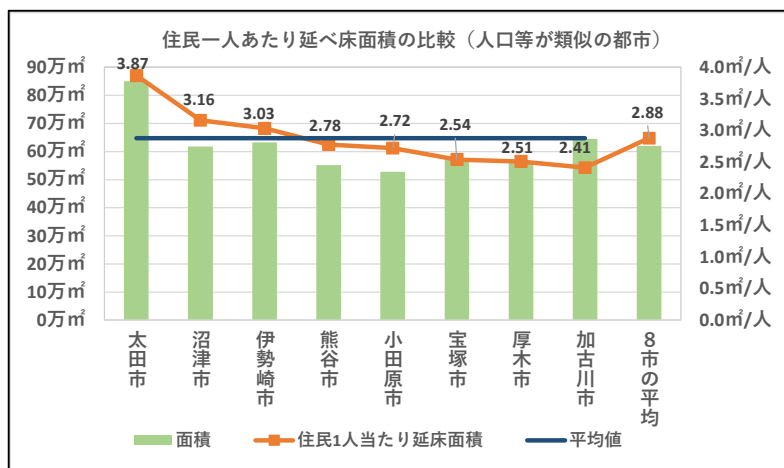
出典 面積：総務省公共施設状況調経年比較表（令和元年度）  
人口：国勢調査（平成27年）



#### 所有量（人口等が類似の都市）

自治体名	公共施設延床面積 (㎡)	人口 (人)	住民一人あたり延床面積 (㎡/人)
太田市	850,482	219,807	3.87
沼津市	618,070	195,633	3.16
伊勢崎市	632,985	208,814	3.03
熊谷市	551,923	198,742	2.78
小田原市	528,096	194,086	2.72
宝塚市	571,405	224,903	2.54
厚木市	567,022	225,714	2.51
加古川市	645,322	267,435	2.41
上記団体の平均	620,663		2.88

出典 面積：総務省公共施設状況調経年比較表（令和元年度）  
人口：国勢調査（平成27年）



※6 公共施設延床面積は、総務省「公共施設状況調経年比較表」から、令和元年度（2019年度）末の公有財産（建物）のうち、普通財産を除く行政財産の延床面積合計の数値を採用している。

## (2) インフラ資産の現状

### ①道路

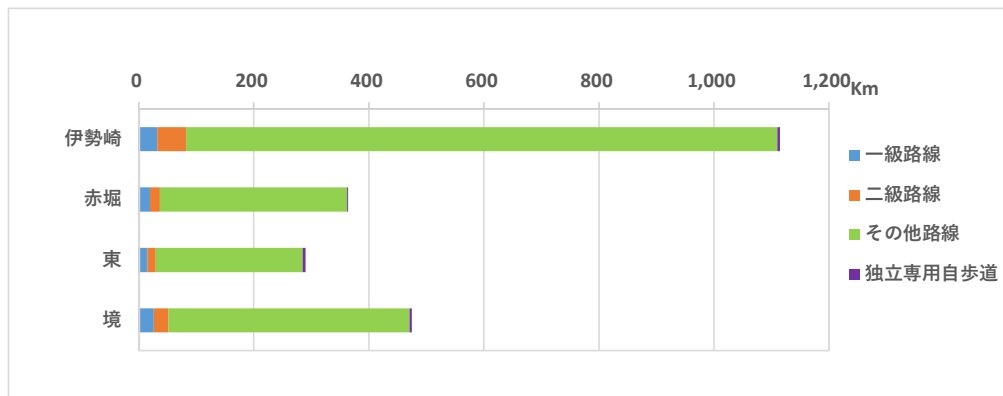
道路は、市道の一般道路と自転車歩行者道を合わせて、延長 2,243km、道路部面積では 1,222 万㎡となっています。

#### 道路種別ごとの実延長、道路部面積

道路種別		実延長(m)					道路部面積(㎡)				
		合計	伊勢崎	赤堀	東	境	合計	伊勢崎	赤堀	東	境
一般道路	一級路線	92,520	31,967	19,496	14,948	26,109	1,045,549	524,023	172,644	106,351	242,531
	二級路線	107,714	50,797	17,059	14,489	25,369	812,313	425,343	110,765	101,424	174,781
	その他路線	2,027,673	1,027,294	325,670	255,381	419,328	10,312,683	5,689,400	1,506,849	1,322,439	1,793,995
自転車歩行者道	独立専用自歩道	14,761	4,701	1,463	4,715	3,882	47,695	15,658	4,252	15,898	11,887
総計		2,242,668	1,114,759	363,688	289,533	474,688	12,218,240	6,654,424	1,794,510	1,546,112	2,223,194

※令和2年度末時点

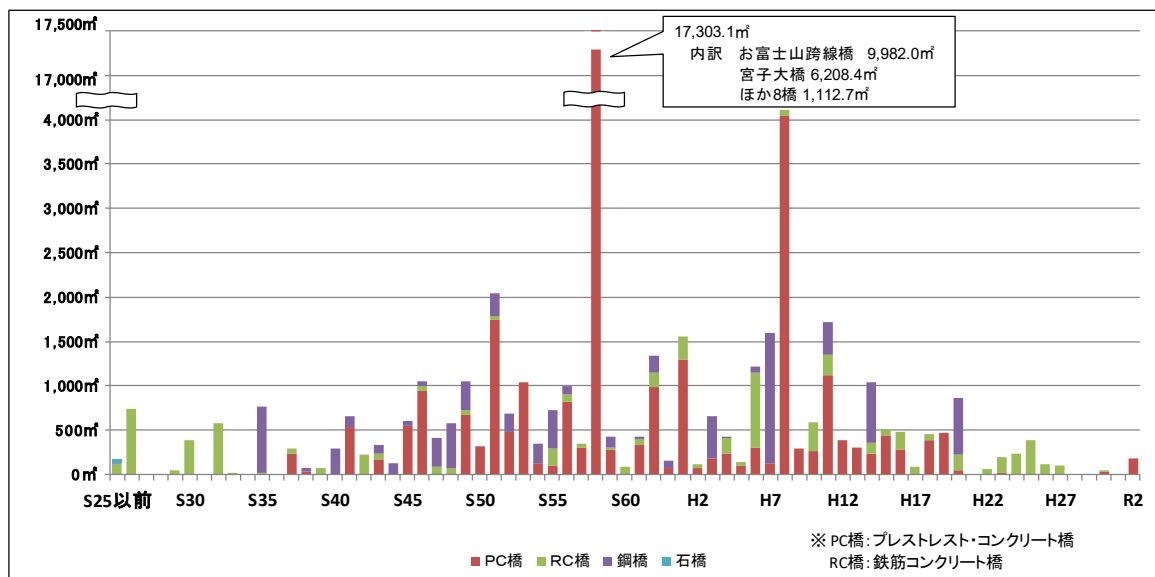
#### 地区別の道路整備延長



### ②橋りょう

橋りょうは 750 橋が整備され、その橋長は 7.7km、面積は 6.5 万㎡となっています。整備後 30 年を経過した橋りょうは、面積割合にして全体の 69%を占めています（架設年度不明分を除く）。

#### 架設年度別橋りょう面積



※令和2年度末時点

### ③上水道

上水道は、5 頁表中の上水道（建物）に含まれる上下水道局庁舎や浄水場 5 施設、配水場 4 施設などと、管渠総延長 1,392km が整備されています。また、「伊勢崎市水道施設耐震化計画（平成 24 年度策定）」により、老朽管の更新や耐震化が計画的に進められています。

#### 上水道の管渠延長

区分	管径（mm）	管渠延長（m）
導水管	300未満	12,809.6
	300～500未満	6,954.7
	500～1000未満	55.6
送水管	250	5,212.0
配水管	50以下	256,889.1
	75以下	424,577.4
	100以下	299,837.3
	125以下	2,547.4
	150以下	192,577.6
	200以下	64,203.2
	250以下	45,037.6
	300以下	23,090.0
	350以下	22,396.8
	400以下	10,326.7
	450以下	8,611.4
500以下	10,575.5	
550以下	0.0	
600以下	1,208.5	
700以下	5,267.0	
合計		1,392,177.4

※令和 2 年度末時点

### ④下水道

下水道は、本市では公共下水道と農業集落排水があります。

公共下水道は、群馬県が整備した流域下水道幹線管渠に接続する管渠を整備・管理している流域関連公共下水道事業と、本市が事業主体となり管渠及び終末処理場を整備・管理している単独公共下水道事業があります。公共下水道としては 5 頁表中の下水道（建物）に含まれる浄化センターやポンプ場 8 施設と、汚水管 472km が整備されています。

また、「伊勢崎市公共下水道ストックマネジメント計画（平成 30 年度策定）」により、下水道施設の長寿命化が進められています。

農業集落排水は、市の北部周辺地域で事業実施しており、農業集落排水処理施設 8 施設と管渠 101km が整備されています。

#### 下水道の管渠延長

区分		管渠延長（km）
公共下水道	流域関連公共下水道	137
	単独下水道	335
	雨水	29
	都市下水路	5
農業集落排水		101
合計		607

※令和 2 年度末時点



### 3. 人口動向

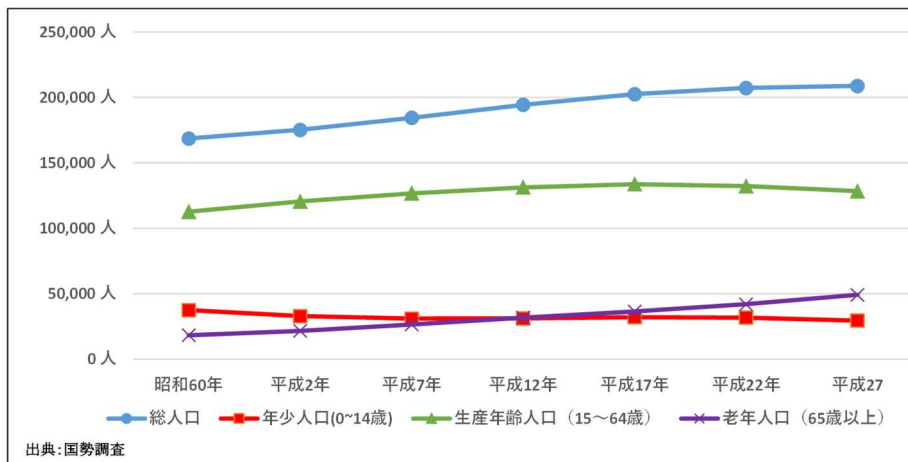
#### (1) 人口の推移

昭和60年(1985年)以降、本市の総人口は増加が続き、平成17年(2005年)には20万人を超え、平成27年(2015年)では208,814人となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口(0~14歳)は減少傾向であり、生産年齢人口(15~64歳)は増加していましたが、平成17年(2005年)を境に減少となり、老年人口(65歳以上)は増加しています。

構成比の推移は年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口の割合が増加しています。

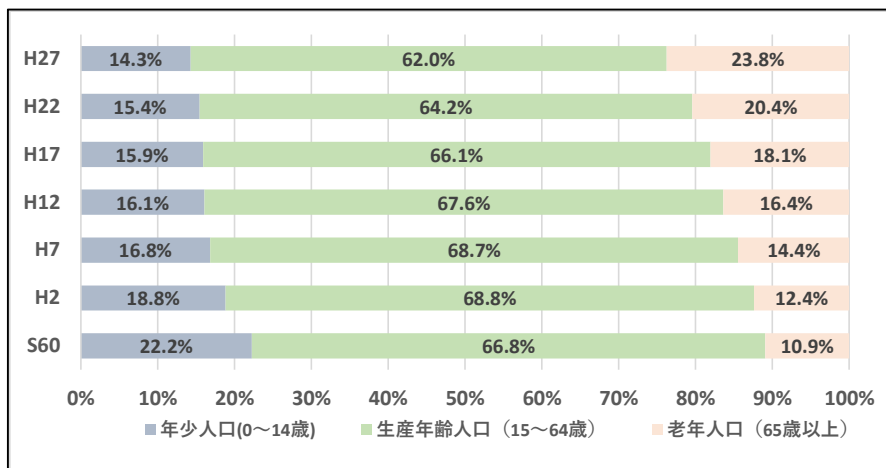
人口の推移



	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
総人口	168,559	175,254	184,420	194,393	202,447	207,221	208,814
年少人口	37,492	32,961	31,031	31,176	32,133	31,776	29,540
生産年齢人口	112,669	120,528	126,751	131,243	133,682	132,185	128,354
老年人口	18,398	21,717	26,612	31,813	36,547	42,063	49,221

※この表における区分別人口は「年齢不詳」人口を含まないため、合算しても総人口と一致しない。

年齢3区分別人口割合



本市を 11 地区に区分した地区別人口の分布状況をみると、令和 2 年（2020 年）では、境地区が 13.9%と最も多くの人口が居住しており、宮郷地区（12.7%）、東地区（12.5%）と続いています。人口の推移を増減率でみると、赤堀地区、東地区などは増加傾向にあり、南地区、名和地区、豊受地区などは減少傾向にあります。

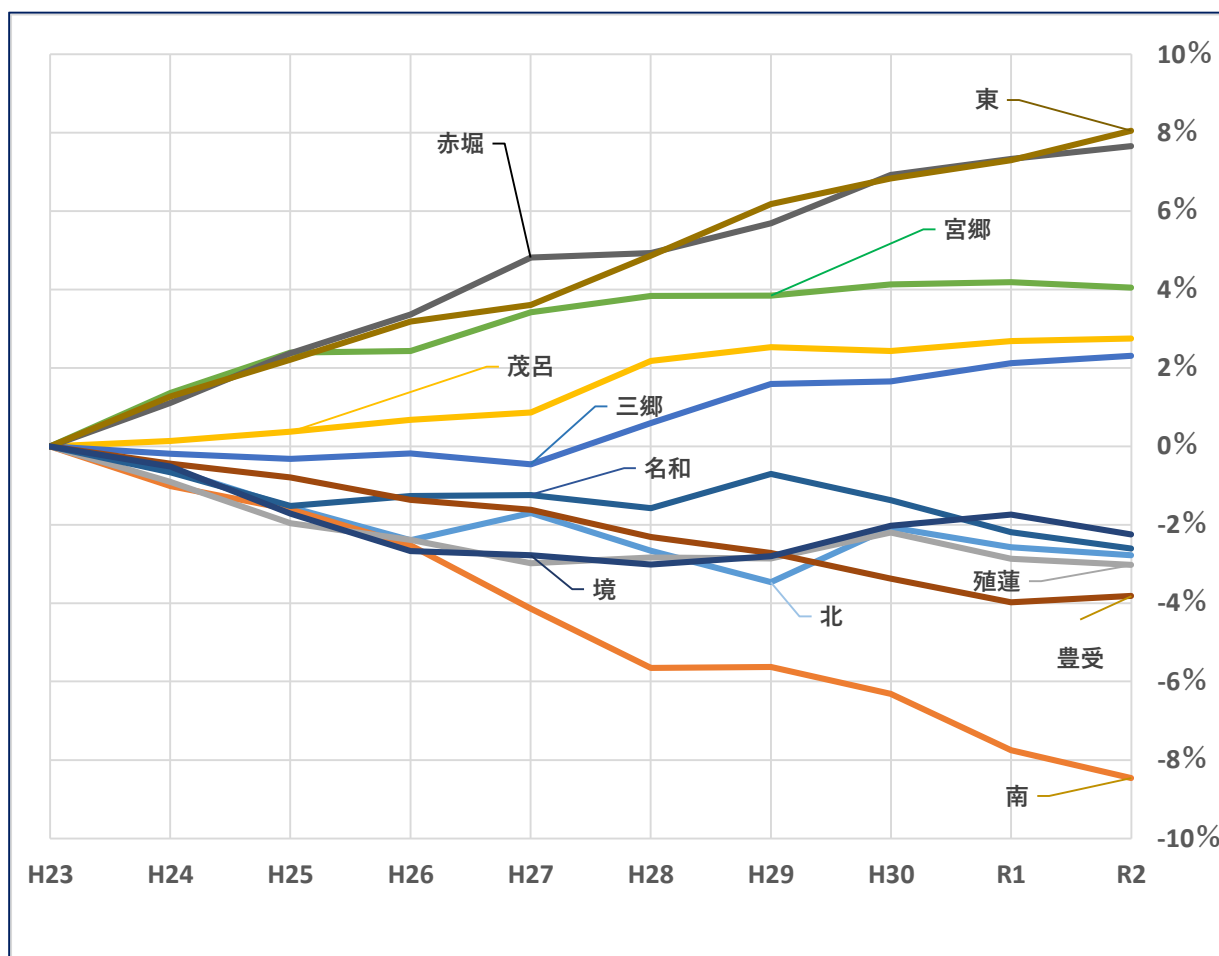
### 地区別人口の推移

単位：人、%

地区	平成23年 2011年	平成24年 2012年	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和2年 割合
北	9,894	9,837	9,741	9,658	9,726	9,631	9,551	9,690	9,640	9,619	4.5%
南	7,734	7,656	7,610	7,539	7,414	7,297	7,299	7,246	7,135	7,080	3.3%
殖蓮	22,014	21,815	21,584	21,490	21,358	21,390	21,385	21,531	21,382	21,348	10.0%
茂呂	17,060	17,084	17,124	17,176	17,208	17,431	17,491	17,474	17,518	17,529	8.2%
三郷	14,367	14,340	14,321	14,341	14,301	14,453	14,596	14,605	14,672	14,699	6.9%
宮郷	26,032	26,386	26,653	26,664	26,923	27,031	27,033	27,109	27,123	27,087	12.7%
名和	17,846	17,728	17,575	17,621	17,625	17,566	17,721	17,602	17,456	17,382	8.2%
豊受	19,030	18,946	18,880	18,771	18,723	18,591	18,512	18,388	18,273	18,304	8.6%
赤堀	22,110	22,355	22,634	22,853	23,175	23,200	23,369	23,640	23,731	23,802	11.2%
東	24,754	25,068	25,302	25,541	25,648	25,958	26,284	26,445	26,560	26,747	12.5%
境	30,350	30,194	29,830	29,542	29,507	29,435	29,500	29,736	29,824	29,670	13.9%
合計	211,191	211,409	211,254	211,196	211,608	211,983	212,741	213,466	213,314	213,267	100.0%

出典：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

### 地区別人口の増減率



## (2) 人口の将来展望

「伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度策定）」では、人口のピークを令和2年（2020年）とし、その後は、緩やかに減少し、令和42年（2060年）に人口規模196,000人の維持及び人口構造の変化を展望しています。

### 【人口の将来展望】

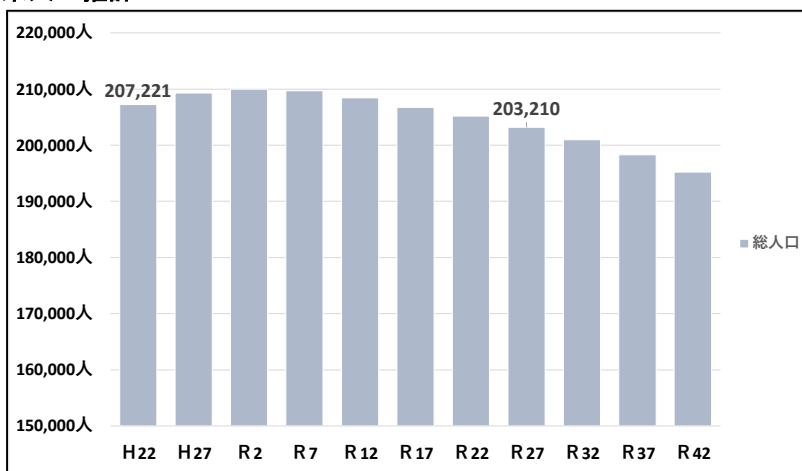
- (1) 短期的展望：第2次総合計画で掲げた令和6年（2024年）の人口規模210,000人
- (2) 中期的展望：令和22年（2040年）の人口規模206,000人
- (3) 長期的展望：令和42年（2060年）の人口規模196,000人

そのような展望のなか、本計画の最終年である令和27年（2045年）には203,210人が見込まれており、平成27年（2015年）とほぼ同規模の人口であるとの推計がなされています。

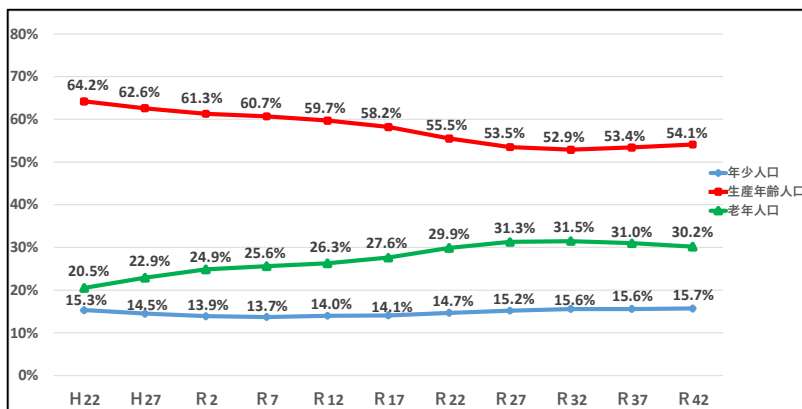
### 「伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による将来人口推計

区分	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
総人口	207,221	209,270	209,971	209,680	208,461	206,709	205,155	203,210	200,952	198,290	195,204
年少人口	31,790	30,272	29,099	28,762	29,180	29,223	30,074	30,947	31,368	30,996	30,742
生産年齢人口	133,052	131,002	128,689	127,289	124,517	120,372	113,819	108,744	106,337	105,911	105,567
老年人口	42,379	47,996	52,183	53,630	54,763	57,113	61,263	63,519	63,247	61,383	58,895

### 将来人口推計



### 将来人口推計（年齢3区分別構成比）



## 4. 財政状況

### (1) 歳入の状況

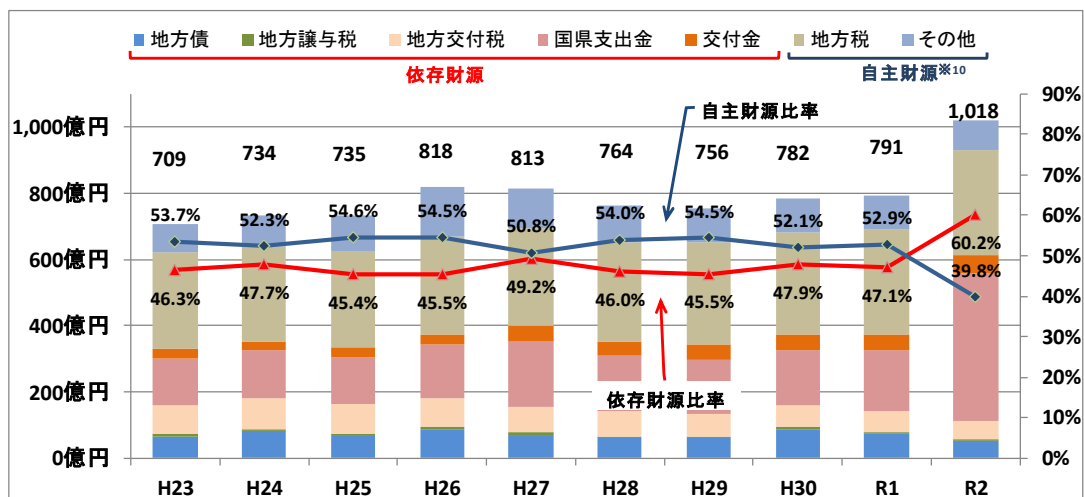
普通会計<sup>※7</sup>における本市の歳入総額は、増減を繰り返しながらも、微増傾向にあり、平成23年度(2011年度)からコロナ禍の影響を受けた令和2年度(2020年度)を除く<sup>※8</sup>令和元年度(2019年度)まで、年平均10.3億円(1.5%)の増加をみせています。

また、国や県から交付される財源や借金などにあたる依存財源<sup>※9</sup>の比率をみると、40%台後半で推移しており、財政の自立性や自主性の確保に向けて、今後より一層努めていくことが必要となっています。

### 歳入の状況

歳入内訳	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
地方譲与税	830,146	780,968	747,459	711,032	746,468	738,028	738,867	749,371	751,577	751,414
交付金	2,592,813	2,498,862	2,635,327	2,916,934	4,582,525	4,118,287	4,578,238	4,755,700	4,753,501	5,526,830
地方交付税(普通)	7,894,273	7,971,733	7,941,541	7,399,064	6,954,976	6,485,460	5,976,548	5,493,854	5,496,884	4,770,867
地方交付税(特別)	953,239	925,596	952,394	962,484	999,129	1,029,592	752,472	798,035	802,845	770,834
地方交付税(震災復興特別)	75,862	346,810	44	0	0	0	351	255	271	112
交通安全対策特別交付金	52,074	51,844	49,842	44,941	48,891	47,407	43,619	38,091	40,440	47,766
国庫支出金	9,024,282	9,229,285	9,374,567	10,541,199	11,485,555	11,099,584	11,123,525	11,291,500	11,872,805	37,568,123
県支出金	5,072,634	5,188,007	4,803,059	5,770,123	8,260,092	5,635,476	5,211,775	5,487,398	6,341,575	6,794,373
地方債	6,373,000	8,053,100	6,864,200	8,856,800	6,918,600	5,980,800	5,986,400	8,838,800	7,241,200	5,085,400
依存財源小計	32,868,323	35,046,205	33,368,433	37,202,577	39,996,236	35,134,634	34,411,795	37,453,004	37,301,098	61,315,719
地方税	29,316,228	28,816,084	29,084,498	29,828,940	29,533,354	29,827,734	30,599,323	30,879,407	31,810,118	31,719,236
分担金・負担金	1,626,182	1,533,684	1,637,187	1,570,696	950,008	1,241,576	1,169,798	1,095,229	949,082	760,956
使用料	820,843	807,412	787,802	808,149	812,095	823,110	818,333	823,931	765,234	670,505
手数料	434,505	427,851	436,374	444,363	426,844	437,032	447,258	449,972	454,563	417,200
財産収入	473,024	168,490	166,429	187,276	112,748	558,972	94,215	126,855	113,058	83,562
寄付金	31,346	106,901	34,838	19,399	7,965	10,965	57,925	5,468	15,007	42,699
入金金	708,568	1,918,639	3,015,900	5,697,866	1,078,816	2,985,687	2,696,416	2,383,484	2,761,510	1,757,735
繰越金	1,515,483	1,511,053	1,660,665	2,287,678	3,157,516	1,420,858	1,306,148	1,249,411	1,206,952	1,367,081
贈収	3,126,541	3,102,889	3,297,191	3,799,345	5,218,450	3,962,949	3,956,003	3,763,796	3,769,650	3,638,569
自主財源小計	38,052,720	38,393,003	40,120,884	44,643,712	41,297,796	41,268,883	41,145,419	40,777,553	41,845,174	40,457,543
歳入合計	70,921,043	73,439,208	73,489,317	81,846,289	81,294,032	76,403,517	75,557,214	78,230,557	79,146,272	101,773,262

出典：総務省 市町村別決算状況調



出典：総務省 市町村別決算状況調

※7 普通会計：個々の地方公共団体ごとに一般会計や各特別会計の範囲が異なるため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。本市では、一般会計及び学校給食センター事業費特別会計が属する。

※8 令和2年度(2020年度)：特別定額給付金として212.9億円の国庫支出金の歳入と補助費等の歳出があった。

※9 依存財源：国や県から交付される財源や借金である地方債など(地方交付税、国・県支出金、地方債など)

※10 自主財源：市が自ら収入し得る財源(市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入など)

## (2) 歳出の状況

普通会計における本市の歳出総額は、平成23年度（2011年度）は681億円でしたが、以降増加傾向が続き、コロナ禍の影響直前の令和元年度（2019年度）は765億円になっています。

平成28年度（2016年度）以降、歳出全体に占める義務的経費<sup>※11</sup>は50%を超える状況が続いており、扶助費は平成23年度（2011年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、163億円から205億円と1.3倍近く増加しています。

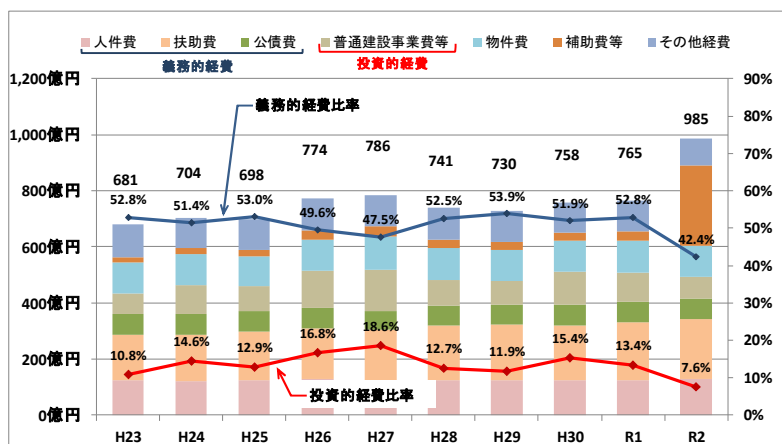
投資的経費<sup>※12</sup>である普通建設事業費<sup>※13</sup>は、年度によって増減はあるものの73億円から146億円の間で推移しておりますが、施設の大規模改修があった年度においては大幅に増加しています。

### 歳出の状況

単位：千円

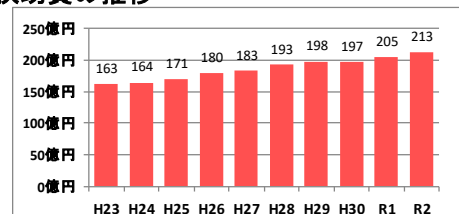
歳出内訳	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度
人件費	12,425,711	12,290,407	12,643,553	13,025,733	12,304,376	12,587,815	12,433,670	12,511,369	12,629,789	12,802,426
扶助費	16,261,822	16,437,735	17,060,426	17,966,491	18,287,543	19,311,417	19,802,919	19,657,085	20,549,851	21,272,457
公債費	7,289,957	7,452,425	7,298,514	7,382,668	6,751,303	7,028,963	7,081,971	7,209,218	7,229,718	7,662,685
義務的経費小計	35,977,290	36,180,567	37,002,493	38,374,892	37,343,222	38,928,195	39,318,560	39,377,672	40,409,358	41,737,568
普通建設事業費	7,283,304	10,062,553	9,014,530	12,997,055	14,597,533	9,385,611	8,660,491	11,668,532	10,270,254	7,522,216
災害復旧事業費	103,433	228,921	0	0	0	0	0	0	0	0
投資的経費小計	7,386,737	10,291,474	9,014,530	12,997,055	14,597,533	9,385,611	8,660,491	11,668,532	10,270,254	7,522,216
物件費	10,979,701	10,927,909	10,600,855	11,127,911	11,593,992	11,167,562	11,089,847	11,199,283	11,624,816	11,234,799
維持補修費	681,307	684,453	783,930	710,970	561,796	522,946	470,639	490,240	558,395	679,802
補助費等	2,083,694	2,171,487	2,382,865	3,529,798	3,639,858	2,936,253	2,666,417	2,801,863	3,377,483	28,467,564
積立金	2,435,013	1,233,266	715,385	557,600	335,741	463,720	463,677	114,079	145,552	242,820
投資及び出資金	508,929	494,764	632,075	649,412	663,974	688,699	621,629	554,736	571,304	714,096
貸付金	1,473,078	1,568,884	1,732,722	1,931,061	2,011,478	1,950,717	1,876,167	1,893,178	1,553,619	1,403,014
繰出金	6,584,241	6,875,739	6,886,784	7,560,074	7,825,580	8,053,666	7,840,376	7,924,022	7,968,410	6,535,659
その他小計	24,745,963	23,956,502	23,734,616	26,066,826	26,632,419	25,783,563	25,028,752	24,777,401	25,799,579	49,277,754
歳出合計	68,109,990	70,428,543	69,751,639	77,438,773	78,573,174	74,097,369	73,007,803	75,823,605	76,479,191	98,537,538

出典：総務省 市町村別決算状況調



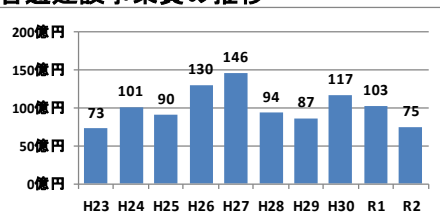
出典：総務省 市町村別決算状況調

### 扶助費の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調

### 普通建設事業費の推移



出典：総務省 市町村別決算状況調

※11 義務的経費：人件費、扶助費（児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費）、公債費（自治体が借り入れた地方債の元利償還に要する経費）

※12 投資的経費：その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業費・災害復旧事業費を指す。

※13 普通建設事業費：道路、学校、公園などの公共施設の建設や用地取得などの投資的経費

## 5. 公共施設等の更新に必要な費用の試算

### (1) 公共施設等の総量をそのまま維持・更新した場合の将来更新費試算の条件

平成 28 年度（2016 年度）計画策定において、公共施設等の課題を客観的に整理するため、本市が所有する公共施設等について、総量をそのまま維持・更新した場合に必要な将来更新費用について、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトに基づき試算を行いました。

試算期間	30 年間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 27 年度（2045 年度）																											
区分	更新期間	更新単価など																											
公共施設 (建物)	建物	大規模改修： 建築後 30 年 建替え： 建築後 60 年	施設の用途分類ごとに以下の単価を適用																										
			分類	大規模改修	建替え																								
			集会施設、文化施設、図書館、博物館等、産業系施設、庁舎等、消防施設、その他行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡																								
			スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、高齢福祉施設、障害福祉施設、児童福祉施設、保健施設、供給処理施設、その他施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡																								
			学校、その他教育施設、幼保・こども園、幼児・児童施設、公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡																								
		市営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡																									
インフラ資産	道路	既設面積を 15 年	一般道路： 4,700 円/㎡ 自転車歩行者道：2,700 円/㎡																										
	橋りょう	架設から 60 年	鋼橋：500 千円/㎡、鋼橋以外：425 千円/㎡ (PC 橋での架替を想定)																										
	上水道	整備から 40 年	導水管及び送水管 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>～300mm 未満</td><td>100 千円/m</td></tr> <tr><td>300～500mm 未満</td><td>114 千円/m</td></tr> <tr><td>500～1000mm 未満</td><td>161 千円/m</td></tr> </table> 配水管 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>～150mm 以下</td><td>97 千円/m</td></tr> <tr><td>151～200mm 以下</td><td>100 千円/m</td></tr> <tr><td>201～250mm 以下</td><td>103 千円/m</td></tr> <tr><td>251～300mm 以下</td><td>106 千円/m</td></tr> <tr><td>301～350mm 以下</td><td>111 千円/m</td></tr> <tr><td>351～400mm 以下</td><td>116 千円/m</td></tr> <tr><td>401～450mm 以下</td><td>121 千円/m</td></tr> <tr><td>451～550mm 以下</td><td>128 千円/m</td></tr> <tr><td>551～600mm 以下</td><td>142 千円/m</td></tr> <tr><td>601～700mm 以下</td><td>158 千円/m</td></tr> </table>		～300mm 未満	100 千円/m	300～500mm 未満	114 千円/m	500～1000mm 未満	161 千円/m	～150mm 以下	97 千円/m	151～200mm 以下	100 千円/m	201～250mm 以下	103 千円/m	251～300mm 以下	106 千円/m	301～350mm 以下	111 千円/m	351～400mm 以下	116 千円/m	401～450mm 以下	121 千円/m	451～550mm 以下	128 千円/m	551～600mm 以下	142 千円/m	601～700mm 以下
～300mm 未満	100 千円/m																												
300～500mm 未満	114 千円/m																												
500～1000mm 未満	161 千円/m																												
～150mm 以下	97 千円/m																												
151～200mm 以下	100 千円/m																												
201～250mm 以下	103 千円/m																												
251～300mm 以下	106 千円/m																												
301～350mm 以下	111 千円/m																												
351～400mm 以下	116 千円/m																												
401～450mm 以下	121 千円/m																												
451～550mm 以下	128 千円/m																												
551～600mm 以下	142 千円/m																												
601～700mm 以下	158 千円/m																												
下水道	整備から 50 年	管径 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>250mm 以下</td><td>61 千円/m</td></tr> <tr><td>251～500mm 以下</td><td>116 千円/m</td></tr> <tr><td>501～1000mm 以下</td><td>295 千円/m</td></tr> <tr><td>1001～2000mm 以下</td><td>749 千円/m</td></tr> <tr><td>2001～3000mm 以下</td><td>1,690 千円/m</td></tr> <tr><td>3001mm 以上</td><td>2,347 千円/m</td></tr> </table>		250mm 以下	61 千円/m	251～500mm 以下	116 千円/m	501～1000mm 以下	295 千円/m	1001～2000mm 以下	749 千円/m	2001～3000mm 以下	1,690 千円/m	3001mm 以上	2,347 千円/m														
250mm 以下	61 千円/m																												
251～500mm 以下	116 千円/m																												
501～1000mm 以下	295 千円/m																												
1001～2000mm 以下	749 千円/m																												
2001～3000mm 以下	1,690 千円/m																												
3001mm 以上	2,347 千円/m																												

## (2) 平成 28 年度計画策定時における財政見込みと将来更新費の比較（普通会計）

平成 28 年度（2016 年度）計画策定時において本市における今後の財政見込みを試算するのにあたって、直近であった平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの普通建設事業費の年平均は 107.0 億円で、同期間における普通建設事業費から用地取得費等を除いた施設関連経費、インフラ関連経費の割合の合計は 86%であったことから、公共施設等の更新にかかる投資的経費は年平均 92.0 億円（107.0 億円×86%）となりました。

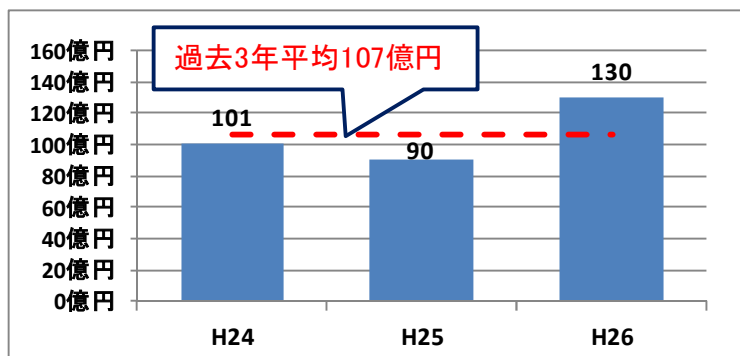
なお、ここでは伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」において、平成 27 年（2015 年）の人口が、令和 27 年（2045 年）においてもほぼ変化しないと想定されていることから、人口推移の影響は考慮しないものとししました。

一方、平成 28 年度（2016 年度）から令和 27 年度（2045 年度）までの 30 年間に於いて、公共施設等の更新にかかる費用は、平成 26 年度（2014 年度）末時点の公共施設等の総量をそのまま維持・更新すると仮定し、前頁にある総務省の公共施設等更新費用試算ソフトの条件によって行った試算から普通会計分で、総額 3,616.4 億円（内訳：建物 2,333.6 億円、道路 1,119.0 億円、橋りょう 163.8 億円）となり、年平均 120.5 億円と想定されました。

この結果を踏まえると、対象施設をすべて所有し続け、対策を講じずに既存施設の更新事業を行う場合、直近 3 年間の公共施設等への投資的経費の平均と比べ、年平均 28.5 億円が不足する試算結果となりました。

(投資的経費の平均) 92.0 億円/年 - (更新にかかる費用) 120.5 億円/年 = (不足額) 28.5 億円

普通建設事業費の推移（総務省市町村別決算状況調）



出典：総務省 市町村別決算状況調

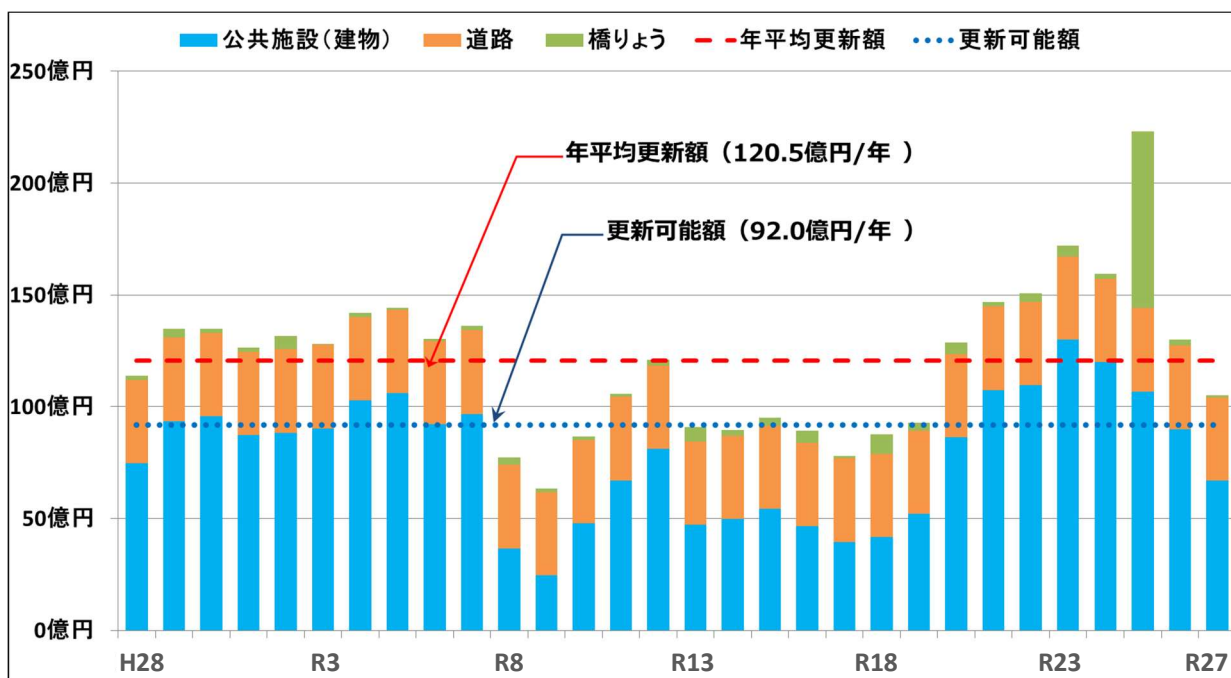
この試算における普通会計に属する公共施設（建物）、道路、橋りょうの更新にかかる費用を年度別にまとめると以下ようになります。全体として、建物の更新にかかる費用の影響が大きく、今後10年間の大規模改修と20年後から始まる建替えの費用への対応が課題として明らかになりました。

### 普通会計分の将来更新費

単位：億円

区分	全期間	短期	中期	中長期	長期	全期間 年平均
		平成28～令和2年度 2016～2020年度	令和3～7年度 2021～2025年度	令和8～17年度 2026～2035年度	令和18～27年度 2036～2045年度	
大規模改修	1,215.3	429.6	462.7	212.2	110.9	40.5
建替え	1,118.3	10.3	25.4	282.7	799.9	37.3
公共施設（建物）	2,333.6	439.9	488.1	494.9	910.8	77.8
道路	1,119.0	186.5	186.5	373.0	373.0	37.3
橋りょう	163.8	15.5	6.2	29.2	112.9	5.4
総計	3,616.4	641.9	680.8	897.1	1,396.7	120.5

### 公共施設（建物）及び道路、橋りょうの将来更新費





### (3) これまでの取り組み（普通会計）

平成 28 年度（2016 年度）計画策定時において、公共施設等の総量をそのまま維持・更新した場合、年平均 28.5 億円が不足する見込みとなった結果を受け、「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「効率的な管理・有効活用」を本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針とし、施設ごとに、点検・診断等の結果を踏まえた具体的な対応方針や実施時期を定める個別施設計画の策定に取り組むとともに、令和 2 年度（2020 年度）までの間に、基本方針に従い以下の対策事業を実施しました。（参照：巻末資料 2）。

これらの対策事業のほか、個別施設計画を策定するにあたり、各所管により詳細な現地調査を実施した結果、判明した財産の増減や施設の有効活用のための所管換え、一部用途変更等を経て、本市の公共施設等の所有量は平成 28 年度（2016 年度）計画策定時の 513 施設から 523 施設と 10 施設の増<sup>\*</sup>となりましたが、延べ床面積では 737,648 m<sup>2</sup>から 731,724 m<sup>2</sup>（5 頁参照）と 5,924 m<sup>2</sup>の減となりました。

#### 長寿命化事業

実施年度	施設名	対策面積合計
令和 2 年度	あずま支所耐震工事	2,776.71m <sup>2</sup>
令和元年度	文化会館耐震工事	11,167.01m <sup>2</sup>
平成 29 年度	赤レンガ倉庫耐震工事	599.01m <sup>2</sup>
平成 28 年度	北公民館耐震工事	941.77m <sup>2</sup>

#### 統廃合事業

実施年度	施設名	対策面積合計
令和元年	第一学校給食調理場（旧第一、赤堀、あずま学校給食調理場を統合）	6,307.42m <sup>2</sup>

#### 除却事業

実施年度	施設名	対策面積合計
令和 2 年度	第一学校給食調理場、伊勢崎市ふれあいセンター（別館） 赤堀草倉住宅（1棟）、宮郷中学校プール脱衣所・更衣室（外4件）	-3,245.31m <sup>2</sup>
令和元年度	赤堀学校給食調理場、あずま学校給食調理場 宮郷公民館、あずま小学校プール管理棟	-2,604.71m <sup>2</sup>
平成 30 年度	赤堀草倉住宅（1棟）、三光住宅（2棟） 宮子3号公園公衆便所、第2方面隊第7分団詰所屋外便所	-281.31m <sup>2</sup>
平成 29 年度	三光住宅（2棟）、茂呂住宅（3棟） 旧伊勢崎福祉作業所、境赤レンガ倉庫前公衆便所（外2件）	-980.67m <sup>2</sup>
平成 28 年度	赤堀中学校校舎（外7棟）、地域ふくし館うえはす（本館外1棟） 養護老人ホーム、三郷小学校プール管理棟（外4件）	-10,492.09m <sup>2</sup>

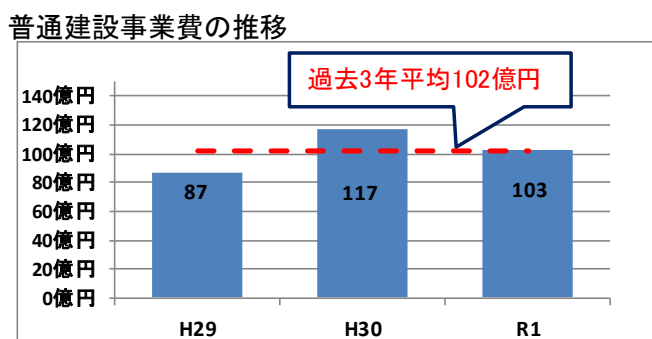
※計画的な対策結果による施設数の増減は1施設の減少となりましたが、施設の有効活用として境島小学校を3施設に分けて活用したことや、調査により判明した小規模な既設建物の判明増加により、10施設が増加した結果となりました。

#### (4) 個別施設計画を反映した今後の財政見込みと将来更新費の比較（普通会計）

個別施設計画に示された施設ごとの具体的な将来更新費用の推計を今後の財政見込みに反映させることとした、令和3年1月の総務省の通知を受け、令和2年度（2020年度）末時点の公共施設等の所有量の状況を基に、改めて試算を行いました。

まず、今後の財政見込みを試算するのにあたって、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの普通建設事業費の年平均は102.3億円であり、同期間における普通建設事業費から用地取得費等を除いた施設関連経費、インフラ関連経費の割合の合計は93%であることから、公共施設等の更新にかかる投資的経費は年平均95.1億円（102.3億円×93%）となります。

なお、前回の試算時と同様に、伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」において、令和27年（2045年）においても人口がほぼ変化しないと想定されていることから、人口推移の影響は考慮しないものとします。



出典：総務省 市町村別決算状況調

##### ①当初計画の計画期間における試算（30年間）

平成28年度（2016年度）から令和27年度（2045年度）までの30年間において、各個別施設計画を反映した公共施設等の更新にかかる費用は、普通会計分で、総額2,600.5億円（内訳：建物1,370.2億円、道路1,079.6億円、橋りょう150.7億円）となり、年平均86.7億円と想定されます。

$(\text{投資的経費の平均}) 95.1 \text{ 億円/年} - (\text{更新にかかる費用}) 86.7 \text{ 億円/年} \div 8.4 \text{ 億円/年}$

さらに、ライフサイクルコストの試算の精度を高めるため、更新や大規模改修等にかかる費用以外に、各施設で今後発生すると見込まれる修繕にかかる費用について、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の5年間は修繕費の実績、令和3年度（2021年度）以降はこの5年間の平均を今後25年間で発生する修繕にかかる費用とすると総額162.2億円（内訳：建物84.4億円、道路橋りょう77.8億円）となり、年平均5.4億円と想定されます。これを上記更新にかかる費用に加えると、年平均92.1億円と想定され、以下の様になります。なお、投資的経費の平均にも同額を加算しています。

$(\text{投資的経費等の平均}) 100.5 \text{ 億円/年} - (\text{更新等にかかる費用}) 92.1 \text{ 億円/年} \div 8.4 \text{ 億円/年}$

この結果を踏まえると、本計画の基本方針に従い、施設の現状に合わせ、効果的かつ効率的な対策を定めた個別施設計画を策定したことにより、前回の試算と比べると、年平均で33.8億円、全期間では1,015.9億円の更新等にかかる費用を減少する効果が生み出され、直近3年間の公共施設等の更新にかかる投資的経費の平均を8.4億円下回る試算結果となりました。

この試算による普通会計に属する公共施設（建物）、道路、橋りょうの更新や修繕に係る費用をまとめると以下ようになります。

### 個別施設計画反映後の普通会計分の将来更新費（30年間）

単位：億円

区分	全期間	改訂前実績	短期	中期	長期	全期間 年平均
		平成28～令和2年度 2016～2020年度	令和3～6年度 2021～2024年度	令和7～11年度 2025～2029年度	令和12～27年度 2030～2045年度	
大規模改修	1,047.0	126.9	131.1	274.2	514.8	34.9
建替え	323.2	13.7	38.7	34.5	236.3	10.8
④公共施設（建物）計	1,370.2	140.6	169.8	308.7	751.1	45.7
道路	1,079.6	157.1	147.6	184.5	590.4	36.0
橋りょう	150.7	11.3	17.5	29.2	92.7	5.0
⑤公共施設（インフラ）計	1,230.3	168.4	165.1	213.7	683.1	41.0
⑥公共施設（④+⑤）小計	2,600.5	309.0	334.9	522.4	1,434.2	86.7
修繕費（建物）	84.4	14.4	11.2	14.0	44.8	2.8
修繕費（インフラ）	77.8	12.8	10.4	13.0	41.6	2.6
⑦修繕費（小計）	162.2	27.2	21.6	27.0	86.4	5.4
総計（⑥+⑦）	2,762.7	336.2	356.5	549.4	1,520.6	92.1

※試算において、個別施設計画の対象外施設については、前回と同様の試算をし、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の数値については、これまでの対策実績に基づき試算しています。

※土地改良施設個別施設計画（ため池）は、改訂前計画で算定していないため今回も算定に含めません。

### 計画改訂前の試算と今回の試算との比較（30年間）

単位：億円

	全期間			全期間平均		
	改訂前試算	今回の試算	効果額	改訂前試算	今回の試算	効果額
建物	2,333.6	1,370.2	-963.4	77.8	45.7	-32.1
道路	1,119.0	1,079.6	-39.4	37.3	36.0	-1.3
橋りょう	163.8	150.7	-13.1	5.4	5.0	-0.4
合計	3,616.4	2,600.5	-1,015.9	120.5	86.7	-33.8

### ② 改訂後の計画期間における試算（25年間）

①の試算結果について、本計画改訂後の令和3年度（2021年度）から令和27年度（2045年度）までの25年間について試算しました。25年間の更新に係る費用の総額は、2,291.5億円（内訳：建物1,229.6億円、道路922.5億円、橋りょう139.4億円）となります。さらに、今後25年間で毎年発生する修繕費について、投資的経費の平均と同様に平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）までの3年間の平均値と想定して試算したところ、5.1億円となりました。

単位：億円

	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	小計	合計	3年平均
修繕費（建物）	2.0	2.4	3.3	7.7	15.2	5.1
修繕費（インフラ）	2.7	2.5	2.3	7.5		

この試算による修繕費の総額127.5億円（内訳：建物65億円、道路橋りょう62.5億円）を加えると、更新等にかかる費用は年平均96.8億円と想定され、次の様になります。

(投資的経費等の平均) 100.2 億円/年－(更新等にかかる費用) 96.8 億円/年 $\div$ 3.4 億円/年

23 頁の公共施設（建物）及び道路、橋りょうの将来更新費グラフからも明らかなように、令和 4 年度から更新にかかる費用が増加する計画であることから、25 年間の試算では投資的経費等の平均と更新等に係る費用の差がより小さくなりましたが、年平均で 27.3 億円、25 年間では 683.1 億円の更新等にかかる費用を減少する効果が生み出され、直近 3 年間の公共施設等の更新にかかる投資的経費等の平均を 3.4 億円下回る試算結果となりました。

この試算による普通会計に属する公共施設（建物）、道路、橋りょうの更新や修繕に係る費用をまとめると以下ようになります。

### 個別施設反映後の普通会計分の将来更新費（25 年間）

単位：億円

区分	全期間	短期	中期	長期	全期間 年平均
		令和3～6年度 2021～2024年度	令和7～11年度 2025～2029年度	令和12～27年度 2030～2045年度	
大規模改修	920.1	131.1	274.2	514.8	36.8
建替え	309.5	38.7	34.5	236.3	12.4
①公共施設（建物）計	1,229.6	169.8	308.7	751.1	49.2
道路	922.5	147.6	184.5	590.4	36.9
橋りょう	139.4	17.5	29.2	92.7	5.6
②公共施設（インフラ）計	1,061.9	165.1	213.7	683.1	42.5
③公共施設（①+②）小計	2,291.5	334.9	522.4	1,434.2	91.7
修繕費（建物）	65.0	10.4	13.0	41.6	2.6
修繕費（インフラ）	62.5	10.0	12.5	40.0	2.5
④修繕費（小計）	127.5	20.4	25.5	81.6	5.1
総計（③+④）	2,419.0	355.3	547.9	1,515.8	96.8

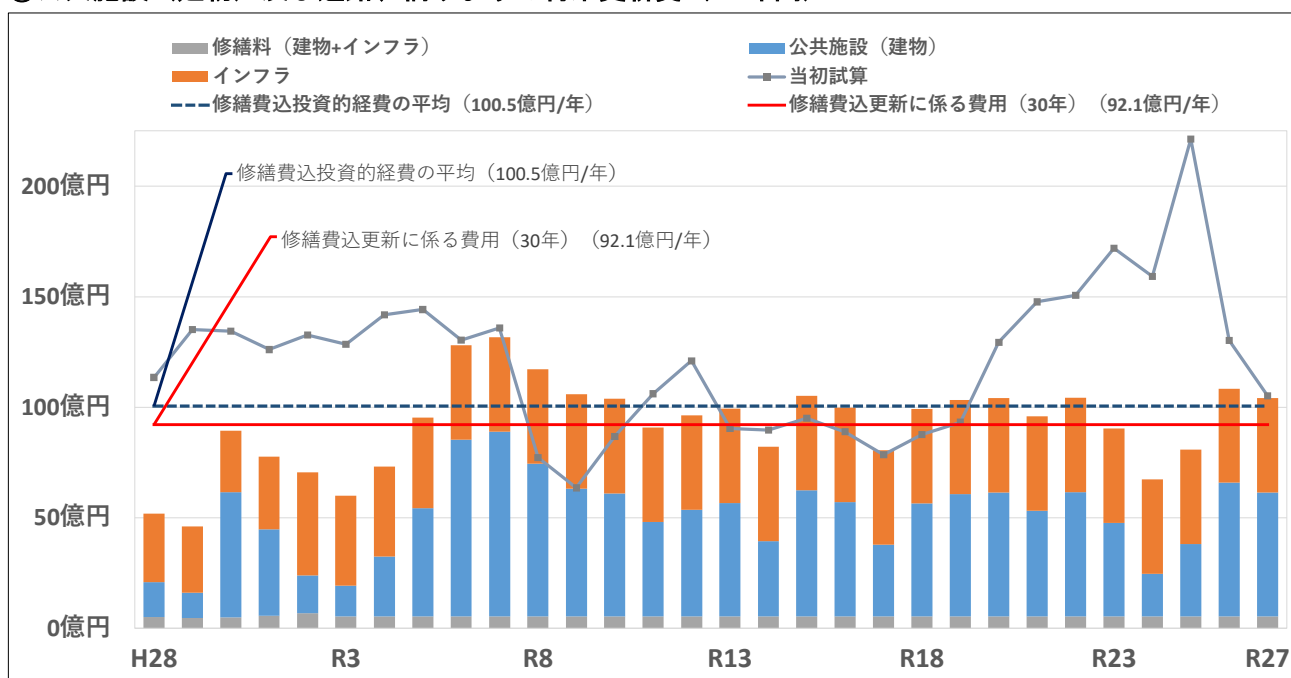
### 計画改訂前の試算と今回の試算との比較（25 年間）

単位：億円

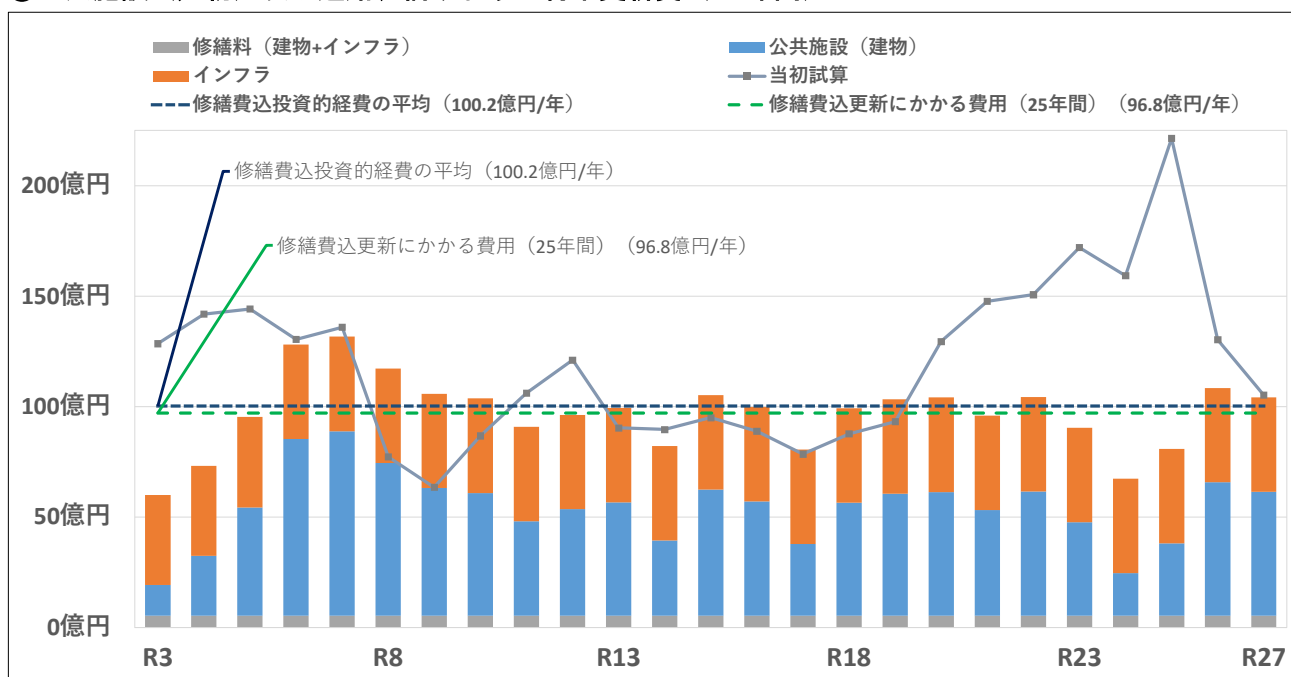
	全期間			全期間平均		
	改訂前試算	今回の試算	効果額	改訂前試算	今回の試算	効果額
建物	1,893.8	1,229.6	-664.2	75.8	49.2	-26.6
道路	932.5	922.5	-10.0	37.3	36.9	-0.4
橋りょう	148.3	139.4	-8.9	5.9	5.6	-0.3
合計	2,974.6	2,291.5	-683.1	119.0	91.7	-27.3

年平均としての更新にかかる費用は、①、②の試算ともに直近3年間の投資的経費の平均を下回る結果となりましたが、年度単位で見ると、上回る（不足する）年度も想定されるため、計画を着実に進行管理しながら適宜見直すことや、国・県の補助金や交付金、地方債及び基金を将来的な財源として活用することを検討しています。

### ①公共施設（建物）及び道路、橋りょうの将来更新費（30年間）



### ②公共施設（建物）及び道路、橋りょうの将来更新費（25年間）



### (5) 公営事業会計における将来更新費

公営事業会計については、その性質上、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることになるため、各個別施設計画において、会計内における財政見込みや将来更新費用の試算を行っています。

各会計においても公共施設等の更新を計画的に管理するために国・県の補助金や交付金及び公営企業債、基金など将来的な財源として活用することを検討しています。

ここでは、本計画と同期間である平成 28 年度（2016 年度）から令和 27 年度（2045 年度）の水道事業会計、公共下水道事業会計、病院事業会計、小型自動車競走事業費特別会計の将来更新費用を掲載します。

単位：百万

上下水道事業会計	区分	修繕費	改修・更新	合計
	建築物	448	529	977
	インフラ	7,486	76,178	83,664

※水道施設基本計画、三郷地区外農業集落排水、公共下水道ストックマネジメント計画による将来費用を掲載しています。

病院事業会計	区分	修繕費	改修・更新	合計
	建築物	1,660	1,411	3,071

小型自動車競走事業費特別会計	区分	修繕費	改修・更新	合計
	建築物	55	738	793

## 第3章 用途別にみた施設の現状

### 1. 本章で対象にする建物

本市が所有するすべての建物（523施設、73万㎡）のうち、規模の小さなもの（50㎡未満かつ取得価格が300万円未満のもの）を除いた主要な建物（404施設、73万㎡）について、公共施設（建物）とインフラ資産（建物）に分けて、各公共施設の施設情報と配置状況を用途別に示しています。

なお、建物の情報は令和2年度（2020年度）末時点のデータとなっています。

また、代表建物情報は、施設の機能を満たすための代表的な建物であり、同様の建物が複数ある場合には建築年度が古いなど、整備が最も必要と思われる建物の情報を掲載しています。

#### 公共施設（建物）

区分	施設数	延床面積(㎡)
1 集会施設	29	26,292.77
2 文化施設	5	26,782.78
3 図書館	4	6,434.66
4 博物館等	6	3,697.19
5 スポーツ施設	30	35,262.39
6 レクリエーション施設・観光施設	4	2,229.49
7 産業系施設	3	3,239.06
8 学校	35	255,128.89
9 その他教育施設	8	11,795.46
10 幼保・こども園	15	10,568.77
11 幼児・児童施設	19	5,829.73
12 高齢福祉施設	11	13,681.54
13 障害福祉施設	9	4,898.17
14 児童福祉施設	2	1,542.70
15 保健施設	4	4,250.16
16 庁舎等	6	28,936.38
17 消防施設	52	12,330.35
18 その他行政系施設	5	246.84
19 市営住宅	29	141,085.32
20 公園（建物）	55	4,340.99
21 供給処理施設	7	30,615.26
22 医療施設	1	45,398.13
23 その他施設	35	32,840.1
合計	374	707,427.13

#### インフラ資産（建物）

区分	施設数	延床面積(㎡)
1 上水道施設（建物）	13	6,485.09
2 下水道施設（建物）	17	12,433.95
合計	30	18,919.04

#### 総合計【公共施設（建物）及びインフラ資産（建物）】

区分	施設数	延床面積(㎡)
公共施設（建物）	374	707,427.13
インフラ資産（建物）	30	18,919.04
総計	404	726,346.17

## 2. 公共施設（建物）

### （1）集会施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	北公民館	公民館	988.12	生涯学習課	無	1970	51	50	3
南	南公民館	公民館	525.96	生涯学習課	無	1994	27	38	1
殖蓮	殖蓮公民館	公民館	825.24	生涯学習課	無	2003	18	38	1
茂呂	茂呂公民館	公民館	513.05	生涯学習課	無	1986	35	50	1
三郷	三郷公民館	公民館	755.02	生涯学習課	無	1995	26	38	1
宮郷	宮郷公民館	公民館	1,154.76	生涯学習課	無	2018	3	38	1
名和	名和公民館	公民館	509.36	生涯学習課	無	1979	42	50	1
豊受	豊受公民館	公民館	726.86	生涯学習課	無	1972	49	50	2
赤堀	赤堀公民館	公民館	2,140.63	生涯学習課	無	1978	43	50	2
赤堀	赤堀公民館分館	公民館	256.45	生涯学習課	無	1978	43	38	1
東	あずま公民館	公民館	1,721.48	生涯学習課	無	1987	34	50	2
境	境公民館	公民館	903.57	生涯学習課	無	2014	7	38	1
境	境剛志公民館	公民館	671.59	生涯学習課	無	1988	33	38	1
境	境采女公民館	公民館	769.05	生涯学習課	無	1978	43	50	2
境	境島村公民館	公民館	552.00	生涯学習課	無	1993	28	38	1
境	境東公民館	公民館	791.75	生涯学習課	無	1992	29	38	1
宮郷	宮子町集会所	集会所	336.90	生涯学習課	無	1977	44	50	2
宮郷	連取町集会所	集会所	161.90	生涯学習課	無	1978	43	50	1
名和	今井町集会所	集会所	171.48	生涯学習課	無	2014	7	34	1
名和	柴町集会所	集会所	165.00	生涯学習課	無	1976	45	50	1
名和	道伝集会所	集会所	168.10	生涯学習課	無	1974	47	24	1
東	三室町集会所	集会所	149.00	生涯学習課	無	1977	44	24	1
境	境赤レンガ倉庫	集会所	599.01	文化観光課	無	1919	102	38	2
北	地域交流センター赤石楽舎	その他	2,754.40	生涯学習課	無	2008	13	47	2
殖蓮	緋の郷	その他	4,520.73	市民活動課	無	1963	58	47	3
茂呂	広瀬生涯学習館	その他	770.25	生涯学習課	無	1980	41	47	2
茂呂	国際友好会館	その他	215.71	国際課	無	1993	28	22	1
茂呂	隣保館	その他	339.90	人権課	無	1976	45	47	2
三郷	伊勢崎市青少年育成センター	その他	2,135.50	生涯学習課	有	1983	38	47	2
合計	29施設		26,292.77						

※指定管理の有無は巻末資料3を参照

※法定耐用年数は巻末資料4を参照



(2) 文化施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
殖蓮	伊勢崎市文化会館	文化施設	11,217.21	文化観光課	有	1980	41	41	4
豊受	伊勢崎市民プラザ	文化施設	6,617.41	商工労働課	有	1989	32	41	3
赤堀	赤堀芸術文化プラザ	文化施設	2,181.20	文化観光課	有	1990	31	41	3
東	あずまホール	文化施設	1,229.57	生涯学習課	有	1987	34	41	2
境	境総合文化センター	文化施設	5,537.39	文化観光課	有	1995	26	41	2
合計	5施設		26,782.78						

(3) 図書館

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	伊勢崎市図書館	図書館	2,762.41	図書館課	無	1976	45	50	3
赤堀	赤堀図書館	図書館	400.50	図書館課	有	1990	31	41	1
東	あずま図書館	図書館	1,837.85	図書館課	無	1998	23	50	1
境	境図書館	図書館	1,433.90	図書館課	無	1985	36	50	2
合計	4施設		6,434.66						

(4) 博物館等

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	いせさき明治館	博物館	249.17	文化観光課	無	1912	109	24	2
宮郷	旧森村家住宅	博物館	785.60	文化財保護課	無	1876	145	24	2
赤堀	赤堀歴史民俗資料館	博物館	1,140.80	文化財保護課	無	1984	37	50	2
境	境絹の館	博物館	360.62	図書館課	無	1937	84	24	2
境	田島弥平旧宅案内所	博物館	390.00	文化財保護課	無	1992	29	50	1
境	境島村公民館分館ホール	博物館	771.00	生涯学習課	無	1982	39	34	1
合計	6施設		3,697.19						

(5) スポーツ施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	第二市民体育館	体育館	2,199.00	スポーツ振興課	無	1971	50	34	2
北	華蔵寺公園運動施設 弓道場	体育館	234.90	スポーツ振興課	無	1989	32	34	1
北	華蔵寺公園運動施設 市民体育館	体育館	8,966.55	スポーツ振興課	無	1979	42	47	3
赤堀	赤堀剣道場	体育館	313.65	スポーツ振興課	無	1979	42	22	1
赤堀	赤堀体育館	体育館	1,893.00	スポーツ振興課	無	1979	42	47	2
東	あずま弓道場	体育館	322.95	スポーツ振興課	無	1994	27	34	1
東	あずま体育館	体育館	2,150.24	スポーツ振興課	無	1978	43	47	2
境	境弓道場	体育館	260.63	スポーツ振興課	無	1996	25	34	1
境	境体育館	体育館	1,355.95	スポーツ振興課	無	1976	45	47	2
境	境武道館	体育館	1,224.20	スポーツ振興課	無	1989	32	34	1
北	華蔵寺公園運動施設 ソフトボール場	事務所	1,059.94	スポーツ振興課	無	1981	40	47	2
北	華蔵寺公園運動施設 市民プール	事務所	1,242.24	スポーツ振興課	無	1971	50	47	2
北	華蔵寺公園運動施設 庭球場	事務所	1,274.71	スポーツ振興課	無	1984	37	47	2
北	華蔵寺公園運動施設 野球場	事務所	2,969.00	スポーツ振興課	無	1981	40	47	2
北	華蔵寺公園運動施設 陸上競技場	事務所	4,612.19	スポーツ振興課	無	1968	53	47	2
赤堀	あかぼり運動公園	事務所	103.09	スポーツ振興課	無	2002	19	24	1
東	あずまウォーターランド	事務所	2,256.98	スポーツ振興課	有	1998	23	47	3
東	あずまサブスタジアム	事務所	117.14	スポーツ振興課	無	1995	26	50	1
東	あずまスタジアム	事務所	1,229.00	スポーツ振興課	無	1994	27	47	1
東	あずまサッカースタジアム	事務所	364.00	スポーツ振興課	無	1996	25	38	2
境	境プール	事務所	315.50	スポーツ振興課	有	1982	39	50	1
境	境総合運動場	事務所	218.17	スポーツ振興課	無	1989	32	38	1
赤堀	赤堀グラウンドゴルフ場	トイレ	14.07	スポーツ振興課	無	2000	21	15	1
赤堀	赤堀香林運動公園	トイレ	10.00	スポーツ振興課	無	1982	39	38	0
赤堀	赤堀西部スポーツ公園	トイレ	18.00	スポーツ振興課	無	1992	29	15	0
赤堀	赤堀中央運動場	トイレ	16.00	スポーツ振興課	無	1976	45	38	0
東	あずま総合運動場	トイレ	97.20	スポーツ振興課	無	1997	24	31	1
東	西小保方沼公園グラウンドゴルフ場	トイレ	23.56	スポーツ振興課	無	2015	6	38	1
北	華蔵寺公園運動施設	その他	187.06	スポーツ振興課	無	1980	41	34	1
赤堀	赤堀コミュニティひろば	その他	213.47	スポーツ振興課	無	1986	35	38	0
合計	30施設		35,262.39						

(6) レクリエーション施設・観光施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
殖蓮	伊勢崎市天野沼子供つり場	トイレ	1.50	農政課	無	1991	30	24	1
赤堀	赤堀花しょうぶ園	トイレ	8.28	文化観光課	無	1995	26	15	1
北	華蔵寺公園遊園地	その他	483.89	文化観光課	有	1970	51	34	1
県外	伊勢崎市臨海学校	その他	1,735.82	教育施設課	無	1973	48	47	3
合計	4施設		2,229.49						

(7) 産業系施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
南	伊勢崎市勤労者会館	産業系施設	272.70	商工労働課	無	1987	34	34	2
宮郷	職業支援センターいせさき	産業系施設	2,278.59	商工労働課	無	1980	41	47	3
境	境産業振興会館	産業系施設	687.77	商工労働課	有	1984	37	34	2
合計	3施設		3,239.06						

(8) 学校

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	北小学校	小学校	6,090.10	教育施設課	無	2008	13	47	2
北	北第二小学校	小学校	4,614.54	教育施設課	無	1991	30	47	3
南	南小学校	小学校	6,167.95	教育施設課	無	1982	39	47	3
殖蓮	殖蓮小学校	小学校	8,043.49	教育施設課	無	1973	48	47	3
殖蓮	殖蓮第二小学校	小学校	6,193.99	教育施設課	無	1978	43	47	3
茂呂	広瀬小学校	小学校	7,470.65	教育施設課	無	1979	42	47	3
茂呂	茂呂小学校	小学校	6,650.10	教育施設課	無	1983	38	47	3
三郷	三郷小学校	小学校	6,282.29	教育施設課	無	1977	44	47	3
宮郷	宮郷小学校	小学校	7,394.34	教育施設課	無	1981	40	47	3
宮郷	宮郷第二小学校	小学校	8,869.08	教育施設課	無	2000	21	47	3
名和	名和小学校	小学校	6,563.72	教育施設課	無	1966	55	47	2
豊受	坂東小学校	小学校	5,968.80	教育施設課	無	1982	39	47	3
豊受	豊受小学校	小学校	6,630.56	教育施設課	無	1975	46	47	3
赤堀	赤堀小学校	小学校	5,675.06	教育施設課	無	1970	51	47	3
赤堀	赤堀東小学校	小学校	6,133.74	教育施設課	無	1999	22	47	3
赤堀	赤堀南小学校	小学校	6,680.67	教育施設課	無	1990	31	47	3
東	あずま小学校	小学校	6,684.14	教育施設課	無	1978	43	47	3
東	あずま南小学校	小学校	5,728.00	教育施設課	無	1982	39	47	3
東	あずま北小学校	小学校	4,814.00	教育施設課	無	1986	35	47	3
境	境剛志小学校	小学校	4,742.26	教育施設課	無	1973	48	47	2
境	境采女小学校	小学校	6,011.44	教育施設課	無	1971	50	47	3
境	境小学校	小学校	6,075.45	教育施設課	無	1975	46	47	2
境	境東小学校	小学校	4,152.38	教育施設課	無	1973	48	47	3
殖蓮	殖蓮中学校	中学校	8,947.61	教育施設課	無	1981	40	47	3
茂呂	第一中学校	中学校	8,028.42	教育施設課	無	1966	55	47	4
三郷	第三中学校	中学校	8,405.26	教育施設課	無	1971	50	47	3
宮郷	宮郷中学校	中学校	9,010.29	教育施設課	無	1980	41	47	2
名和	第二中学校	中学校	9,773.36	教育施設課	無	1988	33	47	3
豊受	第四中学校	中学校	9,537.13	教育施設課	無	1984	37	47	2
赤堀	赤堀中学校	中学校	12,268.73	教育施設課	無	2014	7	47	3
東	あずま中学校	中学校	10,795.57	教育施設課	無	1983	38	47	3

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
境	境西中学校	中学校	5,342.07	教育施設課	無	1987	34	47	3
境	境南中学校	中学校	6,843.00	教育施設課	無	1994	27	47	4
境	境北中学校	中学校	5,561.03	教育施設課	無	1981	40	47	4
殖蓮	伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校	中等教育学校	16,979.67	四ツ葉学園中等教育学校	無	1992	29	47	3
合計	35施設		255,128.89						

### (9) その他教育施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
三郷	第二学校給食調理場	給食センター	2,310.48	健康給食課	無	1993	28	31	2
東	第一学校給食調理場	給食センター	6,307.42	健康給食課	無	2018	3	31	2
境	境第一学校給食調理場	給食センター	675.05	健康給食課	無	1996	25	31	2
境	境第二学校給食調理場	給食センター	873.65	健康給食課	無	1997	24	31	2
殖蓮	教育研究所	その他	921.79	学校教育課	無	1974	47	50	2
赤堀	教育研究所ほっとる～む・赤堀 (赤堀公民館分館内)	その他	0.00	学校教育課	無	1978	43	38	1
東	教育研究所ほっとる～む・あずま	その他	364.52	学校教育課	無	1993	28	47	2
境	教育研究所ほっとる～む・境	その他	342.55	学校教育課	無	不明	不明	34	3
合計	8施設		11,795.46						

### (10) 幼保・こども園

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	第四保育所	保育所	620.14	こども保育課	無	1975	46	47	2
南	第二保育所	保育所	405.47	こども保育課	無	1982	39	47	1
殖蓮	第三保育所	保育所	662.13	こども保育課	無	1980	41	47	2
境	境いよく保育所	保育所	746.79	こども保育課	無	2016	5	34	1
境	境ひので保育所	保育所	609.58	こども保育課	無	1984	37	22	1
北	第一幼稚園	幼稚園	989.00	教育施設課	無	1968	53	47	2
南	南幼稚園	幼稚園	829.00	教育施設課	無	1970	51	47	2
殖蓮	殖蓮幼稚園	幼稚園	663.96	教育施設課	無	1987	34	34	1
茂呂	茂呂幼稚園	幼稚園	496.98	教育施設課	無	1953	68	22	1
三郷	三郷幼稚園	幼稚園	370.28	教育施設課	無	2010	11	34	1
宮郷	宮郷幼稚園	幼稚園	915.84	教育施設課	無	2002	19	47	1
名和	名和幼稚園	幼稚園	675.62	教育施設課	無	1972	49	34	1
豊受	豊受幼稚園	幼稚園	720.50	教育施設課	無	1971	50	34	1
赤堀	あかぼり幼稚園	幼稚園	958.45	教育施設課	無	1976	45	34	1
東	あずま幼稚園	幼稚園	905.03	教育施設課	無	1972	49	34	1
合計	15施設		10,568.77						

## (11) 幼児・児童施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
茂呂	児童センター	児童センター	1,445.27	子育て支援課	有	1979	42	47	2
名和	ちびっこセンター	児童センター	336.86	子育て支援課	有	1985	36	47	2
赤堀	赤堀あさひ児童館	児童センター	298.49	子育て支援課	有	2003	18	22	1
赤堀	赤堀児童館	児童センター	400.00	子育て支援課	有	1984	37	34	1
赤堀	赤堀南児童館	児童センター	281.66	子育て支援課	有	1997	24	34	1
東	あやめ児童館	児童センター	260.23	子育て支援課	有	1997	24	47	1
東	きく児童館	児童センター	258.78	子育て支援課	有	1998	23	47	1
東	さざんか児童館	児童センター	265.19	子育て支援課	有	1996	25	47	1
境	境児童センター	児童センター	455.57	子育て支援課	有	2000	21	34	2
境	境児童館どんぐり	児童センター	387.37	子育て支援課	無	2002	19	34	1
南	南小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	70.62	子育て支援課	有	1982	39	47	1
殖蓮	殖蓮小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	133.64	子育て支援課	有	1974	47	47	1
三郷	三郷小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	286.48	子育て支援課	無	2016	5	27	1
宮郷	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	128.47	子育て支援課	有	2002	19	27	1
赤堀	赤堀南小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	237.70	子育て支援課	無	1991	30	47	1
境	学童保育所うねめ教室	放課後児童クラブ	169.74	子育て支援課	無	1999	22	22	1
境	学童保育所すぎな教室	放課後児童クラブ	99.83	子育て支援課	無	1994	27	22	1
境	たけのご児童クラブ	放課後児童クラブ	149.88	子育て支援課	無	1999	22	22	1
境	学童保育所ひまわり教室	放課後児童クラブ	163.95	子育て支援課	無	1999	22	22	1
合計	19施設		5,829.73						

## (12) 高齢福祉施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
南	ふくしプラザ	高齢福祉施設	4,479.71	高齢政策課	有	1992	29	47	5
殖蓮	高齢者活動センター	高齢福祉施設	507.37	高齢政策課	無	2013	8	30	1
宮郷	介護老人保健施設ひまわり	高齢福祉施設	2,028.86	管理課(病院)	無	1987	34	39	4
名和	伊勢崎市ふれあいセンター	高齢福祉施設	1,186.50	高齢政策課	有	1996	25	47	1
赤堀	プリティータウンの丘磯沼荘	高齢福祉施設	699.62	高齢政策課	有	1992	29	34	1
赤堀	老人いこいの家	高齢福祉施設	499.62	高齢政策課	有	1979	42	34	1
東	みやまセンター	高齢福祉施設	1,199.03	高齢政策課	有	1991	30	47	1
東	高齢者生きがいセンター	高齢福祉施設	321.55	高齢政策課	有	2000	21	34	1
境	境社会福祉センター	高齢福祉施設	1,014.31	高齢政策課	有	1979	42	47	1
境	境地域福祉センター	高齢福祉施設	1,622.00	高齢政策課	有	1992	29	34	1
境	福祉交流館しまむら	高齢福祉施設	122.97	高齢政策課	無	2004	17	22	1
合計	11施設		13,681.54						

(13) 障害福祉施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	伊勢崎市障害者センター	障害福祉施設	1,432.89	障害福祉課	無	2005	16	34	2
南	みなみ福祉作業所	障害福祉施設	638.96	障害福祉課	有	1990	31	34	1
殖蓮	うえはす福祉作業所	障害福祉施設	405.70	障害福祉課	有	1982	39	47	1
名和	伊勢崎市福祉作業所	障害福祉施設	444.06	障害福祉課	有	1991	30	34	1
赤堀	あかねの館福祉作業所	障害福祉施設	201.00	障害福祉課	有	1992	29	22	1
赤堀	伊勢崎市障害者就労・自立支援施設	障害福祉施設	589.55	障害福祉課	有	2015	6	34	2
東	あずま福祉作業所	障害福祉施設	458.94	障害福祉課	有	2006	15	27	1
東	のあ福祉作業所	障害福祉施設	319.64	障害福祉課	有	1977	44	34	1
境	桑の実福祉作業所	障害福祉施設	407.43	障害福祉課	有	1989	32	34	1
合計	9施設		4,898.17						

(14) 児童福祉施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	伊勢崎ハイツ	児童福祉施設	712.24	子育て支援課	無	1970	51	38	2
豊受	こども発達支援センター	児童福祉施設	830.46	子育て支援課	有	1982	39	47	2
合計	2施設		1,542.70						

(15) 保健施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
宮郷	健康管理センター	保健施設	1,052.42	健康づくり課	無	1980	41	50	2
赤堀	赤堀保健福祉センター	保健施設	2,046.97	健康づくり課	無	2001	20	50	1
東	あずま保健センター	保健施設	554.04	健康づくり課	無	1984	37	50	2
境	境保健センター	保健施設	596.73	健康づくり課	無	1980	41	50	2
合計	4施設		4,250.16						

## (16) 庁舎等

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	中心市街地整備事務所	庁舎等	417.96	都市開発課	無	1992	29	30	2
南	市役所	庁舎等	18,391.04	行政課	無	1968	53	50	5
南	道路維持課分室	庁舎等	217.54	道路維持課	無	2006	15	25	1
赤堀	赤堀支所	庁舎等	3,221.99	赤堀支所庶務課	無	1972	49	50	2
東	あずま支所	庁舎等	3,029.05	あずま支所庶務課	無	1978	43	50	3
境	境支所	庁舎等	3,658.80	境支所庶務課	無	1962	59	50	3
合計	6施設		28,936.38						

## (17) 消防施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
南	消防本部・伊勢崎消防署	消防庁舎	5,807.41	総務課(消防)	無	2014	7	50	4
赤堀	赤堀消防署	消防庁舎	676.11	総務課(消防)	無	2002	19	50	2
東	東消防署	消防庁舎	495.20	総務課(消防)	無	1990	31	50	1
境	境消防署	消防庁舎	664.26	総務課(消防)	無	1971	50	50	2
殖蓮	伊勢崎消防署北分署	消防分署	558.05	総務課(消防)	無	1996	25	50	2
宮郷	伊勢崎消防署西分署	消防分署	464.07	総務課(消防)	無	1992	29	50	1
名和	伊勢崎消防署南分署	消防分署	379.89	総務課(消防)	無	1981	40	50	2
北	第1方面隊第1の1分団	消防団詰所	128.18	総務課(消防)	無	2007	14	34	2
北	第1方面隊第1の2分団	消防団詰所	62.41	総務課(消防)	無	1993	28	34	1
南	第2方面隊第2の1分団	消防団詰所	76.70	総務課(消防)	無	1992	29	34	2
南	第2方面隊第2の2分団	消防団詰所	55.12	総務課(消防)	無	1986	35	38	1
殖蓮	第1方面隊第3分団	消防団詰所	55.12	総務課(消防)	無	1988	33	38	1
殖蓮	第1方面隊第4分団	消防団詰所	56.28	総務課(消防)	無	1980	41	38	1
殖蓮	第1方面隊第5分団	消防団詰所	57.39	総務課(消防)	無	1984	37	38	1
茂呂	第2方面隊第6分団	消防団詰所	55.12	総務課(消防)	無	1989	32	38	1
茂呂	第2方面隊第7分団	消防団詰所	63.94	総務課(消防)	無	1981	40	38	1
茂呂	第2方面隊第8分団	消防団詰所	62.41	総務課(消防)	無	1991	30	34	1
三郷	第1方面隊第9の1分団	消防団詰所	97.68	総務課(消防)	無	2008	13	34	1
三郷	第1方面隊第9の2分団	消防団詰所	57.39	総務課(消防)	無	1985	36	38	1
宮郷	第1方面隊第10分団	消防団詰所	59.00	総務課(消防)	無	1978	43	38	1
宮郷	第1方面隊第11分団	消防団詰所	72.90	総務課(消防)	無	2020	1	34	1
宮郷	第1方面隊第12分団	消防団詰所	55.12	総務課(消防)	無	1986	35	38	1
名和	第2方面隊第13分団	消防団詰所	60.39	総務課(消防)	無	1982	39	38	1
名和	第2方面隊第14分団	消防団詰所	59.00	総務課(消防)	無	1979	42	38	1
名和	第2方面隊第15分団	消防団詰所	62.41	総務課(消防)	無	1990	31	34	1
豊受	第2方面隊第16分団	消防団詰所	54.02	総務課(消防)	無	1982	39	38	1
豊受	第2方面隊第17分団	消防団詰所	59.00	総務課(消防)	無	1979	42	38	1
豊受	第2方面隊第18分団	消防団詰所	59.00	総務課(消防)	無	1980	41	38	1

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
赤堀	赤堀方面隊第1分団	消防団詰所	99.17	総務課(消防)	無	1990	31	34	1
赤堀	赤堀方面隊第2分団	消防団詰所	99.17	総務課(消防)	無	1998	23	34	1
赤堀	赤堀方面隊第3分団	消防団詰所	54.02	総務課(消防)	無	1976	45	38	1
赤堀	赤堀方面隊第4分団	消防団詰所	54.02	総務課(消防)	無	1975	46	38	1
赤堀	赤堀方面隊第5分団	消防団詰所	56.60	総務課(消防)	無	1978	43	38	1
赤堀	赤堀方面隊第6分団	消防団詰所	54.02	総務課(消防)	無	1977	44	38	1
東	東方面隊第1分団	消防団詰所	79.05	総務課(消防)	無	1983	38	47	1
東	東方面隊第2分団	消防団詰所	60.68	総務課(消防)	無	1984	37	47	1
東	東方面隊第3分団	消防団詰所	60.68	総務課(消防)	無	1986	35	47	1
東	東方面隊第4分団	消防団詰所	60.68	総務課(消防)	無	1982	39	47	1
境	境方面隊第1分団	消防団詰所	97.79	総務課(消防)	無	1988	33	34	1
境	境方面隊第2分団	消防団詰所	57.96	総務課(消防)	無	1986	35	34	1
境	境方面隊第3分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1998	23	34	1
境	境方面隊第4分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1995	26	34	1
境	境方面隊第5分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1993	28	34	1
境	境方面隊第6分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1996	25	34	1
境	境方面隊第7分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1997	24	34	1
境	境方面隊第8分団	消防団詰所	57.96	総務課(消防)	無	1987	34	34	1
境	境方面隊第9分団	消防団詰所	97.68	総務課(消防)	無	2004	17	34	1
境	境方面隊第10分団	消防団詰所	88.02	総務課(消防)	無	1994	27	34	1
境	境方面隊第11分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1999	22	34	1
境	境方面隊第12分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	2001	20	34	1
境	境方面隊第13分団	消防団詰所	97.68	総務課(消防)	無	2004	17	34	1
境	境方面隊第14分団	消防団詰所	92.70	総務課(消防)	無	1992	29	34	1
合計	52施設		12,330.35						

(18) その他行政系施設

地区	施設情報					代表建物情報				個別 施設 計画
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数	
北	華蔵寺水防倉庫	水防倉庫	67.65	総務課(消防)	無	1993	28	34	1	
境	伊勢崎下流域水防倉庫	水防倉庫	54.02	総務課(消防)	無	1982	39	34	1	
北	防犯ステーション北公民館前	防犯施設	48.76	安心安全課	無	1968	53	41	1	
赤堀	防犯ステーション赤堀公民館分館	防犯施設	赤堀公民館内	安心安全課	無	1978	43	38	1	
境	境防災センター	防災施設	76.41	安心安全課	無	1994	27	34	1	
合計	5施設		246.84							



## (19) 市営住宅

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	iタワー花の森住宅	市営住宅	4,792.19	住宅課	無	2003	18	47	13
北	平和住宅	市営住宅	3,785.06	住宅課	無	1999	22	47	9
南	三光住宅	市営住宅	225.60	住宅課	無	1953	68	38	2
殖蓮	高田住宅	市営住宅	1,524.00	住宅課	無	1974	47	47	4
殖蓮	釈迦堂住宅	市営住宅	2,019.60	住宅課	無	1974	47	47	4
殖蓮	昭和住宅	市営住宅	1,794.80	住宅課	無	1989	32	47	4
殖蓮	豊城西住宅	市営住宅	12,924.37	住宅課	無	1986	35	47	3
殖蓮	豊城北住宅	市営住宅	2,622.31	住宅課	無	1984	37	47	3
茂呂	今泉住宅	市営住宅	4,591.60	住宅課	無	1983	38	47	7
茂呂	茂呂住宅	市営住宅	2,539.28	住宅課	無	2010	11	22	2
茂呂	茂呂島住宅	市営住宅	31,689.19	住宅課	無	1990	31	47	4
三郷	安堀改良住宅	市営住宅	1,525.20	住宅課	無	1969	52	47	4
三郷	安堀住宅	市営住宅	763.94	住宅課	無	1967	54	38	1
三郷	太田住宅	市営住宅	7,946.96	住宅課	無	1979	42	47	3
三郷	波志江住宅	市営住宅	3,475.50	住宅課	無	1981	40	47	4
名和	山王住宅	市営住宅	16,852.20	住宅課	無	1975	46	47	4
豊受	羽黒住宅	市営住宅	23,589.83	住宅課	無	1972	49	47	4
赤堀	赤堀千鳥住宅	市営住宅	1,023.37	住宅課	無	1991	30	47	3
赤堀	赤堀草倉住宅	市営住宅	436.80	住宅課	無	1970	51	38	1
赤堀	赤堀粕川住宅	市営住宅	95.00	住宅課	無	1966	55	22	1
境	境の前住宅	市営住宅	1,264.44	住宅課	無	2000	21	22	2
境	境下武士住宅	市営住宅	2,024.64	住宅課	無	1999	22	47	3
境	境熊野前住宅	市営住宅	2,576.72	住宅課	無	1977	44	47	4
境	境広瀬住宅	市営住宅	2,320.00	住宅課	無	1981	40	47	4
境	境上武士住宅	市営住宅	2,070.53	住宅課	無	2005	16	22	2
境	境百々第1住宅	市営住宅	1,170.00	住宅課	無	2002	19	22	2
境	境百々第2住宅	市営住宅	954.75	住宅課	無	1993	28	47	3
境	境保泉住宅	市営住宅	1,346.26	住宅課	無	2001	20	22	2
境	境木島住宅	市営住宅	3,141.18	住宅課	無	1995	26	47	3
合計	29施設		141,085.32						

## (20) 公園

地区	施設情報					代表建物情報				個別 施設 計画
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数	
北	華蔵寺公園	管理棟	235.07	公園緑地課	無	1996	25	24	1	
豊受	子供のもり公園伊勢崎	管理棟	1,232.19	公園緑地課	無	1995	26	50	3	
赤堀	赤堀せせらぎ公園	管理棟	418.63	公園緑地課	無	1992	29	24	1	
境	平塚公園	管理棟	338.83	公園緑地課	無	2004	17	24	1	
北	大手公園	トイレ	2.19	公園緑地課	無	1995	26	31	1	
南	三光公園	トイレ	10.37	公園緑地課	無	1981	40	34	1	
南	平和公園	トイレ	13.30	公園緑地課	無	1982	39	38	1	
南	本町公園	トイレ	12.04	公園緑地課	無	1995	26	31	1	

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
殖蓮	はちす権現山公園	トイレ	9.00	公園緑地課	無	1995	26	15	1
殖蓮	宮前公園	トイレ	6.70	公園緑地課	無	1987	34	38	1
殖蓮	昭和第2公園	トイレ	26.00	公園緑地課	無	1981	40	38	1
殖蓮	三和中央公園	トイレ	5.52	公園緑地課	無	2008	13	38	1
茂呂	粕川公園	トイレ	29.75	公園緑地課	無	1988	33	31	1
茂呂	茂呂中央公園	トイレ	14.72	公園緑地課	無	2004	17	38	1
三郷	グリーンパーク	トイレ	16.50	公園緑地課	無	1990	31	15	1
三郷	ラブリバー親水公園うぬき	トイレ	12.00	公園緑地課	無	1999	22	24	1
三郷	本郷公園	トイレ	6.43	公園緑地課	無	2007	14	15	1
三郷	塚越公園	トイレ	5.14	公園緑地課	無	2010	11	38	1
宮郷	下窪宿公園	トイレ	2.83	公園緑地課	無	1997	24	38	1
宮郷	宮子西公園	トイレ	13.80	公園緑地課	無	1998	23	38	1
宮郷	宮子東公園	トイレ	7.92	公園緑地課	無	1997	24	31	1
宮郷	元町公園	トイレ	2.80	公園緑地課	無	1998	23	38	1
宮郷	清水公園	トイレ	2.80	公園緑地課	無	1998	23	38	1
宮郷	西新井公園	トイレ	2.83	公園緑地課	無	1997	24	38	1
宮郷	西部公園	トイレ	43.51	公園緑地課	無	2004	17	38	1
宮郷	西部中央公園	トイレ	16.20	公園緑地課	無	1998	23	38	1
宮郷	前田公園	トイレ	2.83	公園緑地課	無	1997	24	38	1
宮郷	北上公園	トイレ	2.80	公園緑地課	無	1998	23	38	1
宮郷	木ノ下公園	トイレ	2.50	公園緑地課	無	1998	23	38	1
宮郷	連取中央公園	トイレ	2.30	公園緑地課	無	2000	21	38	1
宮郷	倭文の郷公園	トイレ	6.86	公園緑地課	無	2017	4	38	1
名和	葎塚荒田公園	トイレ	3.30	公園緑地課	無	1999	22	38	1
名和	葎塚豊野公園	トイレ	2.60	公園緑地課	無	2000	21	38	1
名和	名和公園	トイレ	3.00	公園緑地課	無	1984	37	38	1
豊受	坂東公園	トイレ	25.00	公園緑地課	無	1980	41	38	1
豊受	葎川公園	トイレ	3.00	公園緑地課	無	1988	33	38	1
豊受	林公園	トイレ	7.20	公園緑地課	無	1990	31	38	1
豊受	とね公園	トイレ	25.00	公園緑地課	無	1976	45	38	1
赤堀	赤堀いこいの森公園	トイレ	48.00	公園緑地課	無	不明	不明	38	0
東	あずま中央公園	トイレ	13.16	公園緑地課	無	2005	16	38	1
東	国定公園	トイレ	29.13	公園緑地課	無	2005	16	38	1
東	平井町公園	トイレ	6.66	公園緑地課	無	2004	17	38	1
境	境ひろせ公園	トイレ	9.67	公園緑地課	無	2004	17	38	1
境	境ふれあいパーク	トイレ	46.80	公園緑地課	無	1996	25	31	1
境	境よしの記念公園	トイレ	9.00	公園緑地課	無	2003	18	15	1
境	境伊与久沼公園	トイレ	9.68	公園緑地課	無	1977	44	31	1
境	境駅北公園	トイレ	15.39	公園緑地課	無	1988	33	24	1
境	境御嶽山自然の森公園	トイレ	11.02	公園緑地課	無	1995	26	31	1
境	境上武公園	トイレ	8.72	公園緑地課	無	1978	43	31	1
境	境島村北公園	トイレ	3.62	公園緑地課	無	2004	17	24	1
境	利根川水辺プラザ公園	トイレ	14.72	公園緑地課	無	2006	15	38	1
境	島村蚕のふるさと公園	トイレ	30.42	公園緑地課	無	2013	8	15	1
三郷	波志江沼環境ふれあい公園	その他	276.21	公園緑地課	無	2007	14	15	1
名和	いせさき市民のもり公園	その他	1,093.19	公園緑地課	無	2001	20	34	2
東	あずま総合運動公園	その他	142.14	公園緑地課	無	1993	28	34	1
合計	55施設		4,340.99						

(21) 供給処理施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
茂呂	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	供給処理施設	3,222.40	環境政策課	無	1995	26	38	2
名和	清掃リサイクルセンター21	供給処理施設	23,967.06	清掃リサイクルセンター21	無	1999	22	38	5
赤堀	赤堀環境センター	供給処理施設	996.65	環境政策課	無	1991	30	38	2
東	あずまストックヤード	供給処理施設	356.56	清掃リサイクルセンター21	無	1993	28	38	1
東	あずま一般廃棄物最終処分場	供給処理施設	415.52	清掃リサイクルセンター21	無	1995	26	31	2
境	境クリーンセンター	供給処理施設	1,302.15	環境政策課	無	1984	37	38	2
境	境ストックヤード	供給処理施設	354.92	清掃リサイクルセンター21	無	2013	8	31	1
合計	7施設		30,615.26						

(22) 医療施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
宮郷	伊勢崎市民病院	医療施設	45,398.13	総務課(病院)	無	1997	23	39	10

(23) その他施設

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
北	伊勢崎駅周辺総合開発	事務所	373.21	市街地整備課	無	1989	32	38	3
南	社会福祉協議会・シルバー人材センター	事務所	81.00	管財課	無	1990	31	30	1
境	旧産業試験場及び旧中外電気工業工場	事務所	1,222.76	境支所庶務課	無	1927	94	47	2
境	旧伊勢崎はたおり体験館	事務所	402.10	障害福祉課	無	1981	40	38	2
赤堀	香林下会議所	集会所	105.99	農政課	無	1988	33	22	1
東	あずま支所旧東館	集会所	72.46	管財課	無	1988	33	22	2
境	境新栄会議所	集会所	65.00	管財課	無	1992	29	22	1
境	美原会議所	集会所	62.10	管財課	無	1993	28	22	1
境	百々東会議所	集会所	65.00	管財課	無	1992	29	22	1
三郷	いせさき聖苑	斎場	4,213.72	市民課	無	1987	34	50	1
境	さかい聖苑	斎場	1,527.80	市民課	無	1998	23	50	2
宮郷	小型自動車競走場	宿舎	2,034.78	事業課	無	1975	46	47	3
北	文化財保護課倉庫	倉庫	350.06	文化財保護課	無	1959	62	15	1
南	まちなか創出事業備品倉庫	倉庫	145.80	都市開発課	無	1990	31	30	1
名和	道路維持課資材置場	倉庫	58.65	道路維持課	無	1993	28	34	1
東	あずま文化財収蔵庫	倉庫	211.98	文化財保護課	無	1994	27	24	2
東	あずま文化財第二収蔵庫	倉庫	94.40	文化財保護課	無	1995	26	15	1
東	あずま文化財第三収蔵庫	倉庫	170.00	文化財保護課	無	1976	45	22	1

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
境	境文化財収蔵庫	倉庫	345.74	文化財保護課	無	1954	67	38	2
境	境文化財整理室	倉庫	613.80	文化財保護課	無	1936	85	24	2
境	旧境島小学校	倉庫	740.00	文化財保護課	無	1992	29	47	2
北	第一幼稚園東道路際公衆トイレ	トイレ	16.31	環境政策課	無	1982	39	38	1
北	伊勢崎駅公衆トイレ	トイレ	48.73	環境政策課	無	2014	7	31	1
南	伊勢崎神社内公衆トイレ	トイレ	15.00	環境政策課	無	2016	5	38	1
三郷	波志江沼休憩所	トイレ	12.24	道路維持課	無	2001	20	15	1
宮郷	笠松観光用公衆トイレ	トイレ	16.12	文化観光課	無	1963	58	34	1
赤堀	赤堀児童館西公衆トイレ	トイレ	66.94	環境政策課	無	2000	21	38	1
北	iタワー花の森保育所	その他	508.60	こども保育課	無	2004	17	47	1
殖蓮	旧公設地方卸売市場	その他	18,407.28	農政課	無	1981	40	38	3
赤堀	旧消防機械器具置場・詰所・赤2分団	その他	54.02	管財課	無	1982	39	34	1
赤堀	旧曲沢会議所	その他	136.00	赤堀支所庶務課	無	1971	50	22	1
赤堀	旧向野十二丁堆肥センター	その他	109.08	管財課	無	1987	34	31	1
東	あずま浄水場内旧公舎	その他	56.31	管財課	無	1974	47	22	1
境	旧ひばり保育園	その他	383.10	管財課	無	1952	69	22	1
境	旧消防機械器具置場・詰所・境13分団	その他	54.02	管財課	無	1984	37	38	1
合計	35施設		32,840.10						

### 3. インフラ資産

#### (1) 道路・橋りょう

##### ■施設概要

市民生活に必要な都市基盤施設として整備されています。

道路： 10,427 路線      管理延長 2,243km

橋りょう： 750 橋              延長 7.7km

(令和2年度末時点)

#### (2) 上水道

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
宮郷	上下水道局庁舎	庁舎	1,052.15	総務課	無	1996	25	38	1
南	広瀬浄水場	浄水場	1,390.26	浄水課	無	1983	38	50	1
殖蓮	書上浄水場	浄水場	695.20	浄水課	無	1975	46	27	2
宮郷	竜宮浄水場	浄水場	1,791.82	浄水課	無	1993	28	50	2
赤堀	香林浄水場 (廃止施設)	浄水場	127.50	浄水課	無	1986	35	50	1
東	あずま浄水場	浄水場	281.80	浄水課	無	1981	40	45	1
境	境下武士浄水場	浄水場	608.00	浄水課	無	1976	45	38	2
境	北部浄水場 (廃止施設)	浄水場	133.00	浄水課	無	1976	45	37	1
三郷	波志江配水場	配水場	90.00	浄水課	無	2002	19	60	1
赤堀	赤堀磯配水場	配水場	33.66	浄水課	無	2010	11	50	1
赤堀	赤堀西久保配水場	配水場	113.30	浄水課	無	1998	23	45	1
境	境ふちな配水場	配水場	83.10	浄水課	無	2001	20	38	1
赤堀	その他施設_倉庫 (赤堀支所内)	その他	85.30	総務課	無	1974	47	50	1
合計	13施設		6,485.09						

(3) 下水道

地区	施設情報					代表建物情報			
	施設名称	区分	延床面積 (㎡)	所管課	指定 管理	建築 年度	経過 年数	法定 耐用 年数	階数
茂呂	伊勢崎浄化センター	浄化センター	6,569.64	下水道施設課	無	1975	46	50	3
北	安堀中継ポンプ場	ポンプ場	112.32	下水道施設課	無	1991	30	38	1
殖蓮	東部中継ポンプ場	ポンプ場	664.17	下水道施設課	無	1998	23	38	2
茂呂	西部第一中継ポンプ場	ポンプ場	660.98	下水道施設課	無	1995	26	38	2
茂呂	南部第一排水ポンプ場	ポンプ場	363.63	下水道施設課	無	1988	33	38	3
赤堀	赤堀西部中継ポンプ場	ポンプ場	203.53	下水道施設課	無	1992	29	38	1
赤堀	赤堀今井汚水中継ポンプ場	ポンプ場	356.49	下水道施設課	無	1993	28	38	1
東	あずま東部汚水中継ポンプ場	ポンプ場	599.32	下水道施設課	無	1994	27	38	2
境	境保泉中継ポンプ場	ポンプ場	359.90	下水道施設課	無	1997	24	38	1
殖蓮	書上地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	217.44	下水道施設課	無	1999	22	38	1
三郷	三郷地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	119.79	下水道施設課	無	1999	22	38	1
赤堀	赤堀西野地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	211.36	下水道施設課	無	2008	13	38	1
赤堀	赤堀間野谷地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	244.66	下水道施設課	無	1997	24	38	1
赤堀	赤堀曲沢地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	311.85	下水道施設課	無	1990	31	38	1
赤堀	赤堀香林地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	286.71	下水道施設課	無	2003	18	38	1
東	あずま向原地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	653.92	下水道施設課	無	1996	25	38	2
東	あずま国定地区農業集落排水処理施設	農業集落排水	498.24	下水道施設課	無	1998	23	38	2
合計	17施設		12,433.95						

---

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1. 現状と課題に関する基本認識

#### 【現状と課題】

本市は、合併前の旧市町村でそれぞれ所有していた公共施設等をそのまま継続して維持、所有してきました。総務省の調査（8頁参照）によれば公共施設の住民一人あたり延床面積は3.03㎡/人と、県内他市と比べて最も少ない値となっているものの、建築後の経過年数をみると、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した建物が全体の57%を占めている（6頁参照）ことから、老朽化が進んでおり、今後、対策が集中する時期を迎えようとしています。

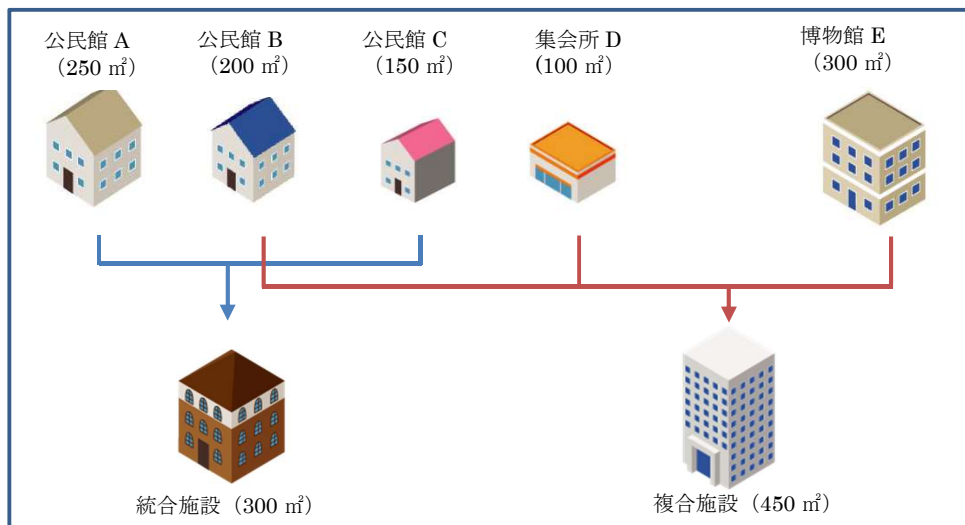
また、平成28年度（2016年度）計画策定時において、総量を現状維持のまま、建築後、一定年数を経過した時点で大規模改修や建替等の対策を行うとした場合、普通会計ベースの公共施設等を将来更新していくためにかかる費用は120.5億円と試算されており（17頁参照）、本市の投資的経費の推移と考え合わせると、関連経費の縮減や効率的な管理運営を実現することが喫緊の課題であることが明らかとなりました。

このことから、平成28年度（2016年度）計画策定時に示した基本方針をもとに、施設ごとに現状を分析し、同様な機能の統合や需要分析に基づいた施設の除却、事後保全から予防保全などへの転換など、具体的な対策方法を示した個別施設計画を策定し、このことにより、年平均の更新にかかる費用は、前回の試算と比べ、維持管理にかかる経費として修繕費の推計値を加算したとしても投資的経費の試算額の範囲内まで縮減することができましたが（20頁参照）、対策の集中する時期においては、投資的経費が不足することが予想されるため、関連経費の縮減や必要な財源の確保、人口動態や社会情勢の変化による施設の需要見込みを踏まえた効率的な管理運営を実現することが必須の課題となっています。

#### 【基本認識】

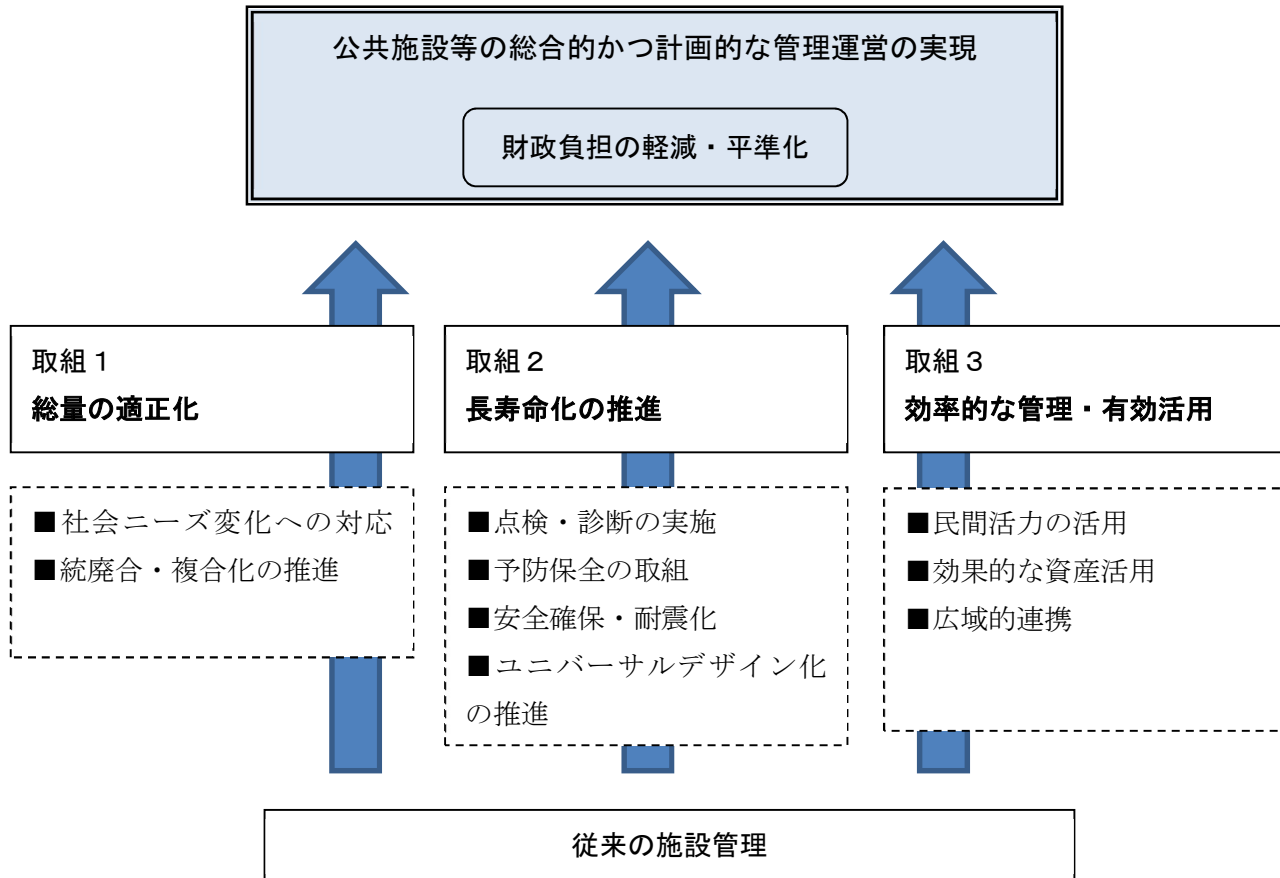
- ・ 少子高齢化に伴う扶助費などの義務的経費の増大が見込まれるなか、社会ニーズの変化や適正な施設規模を十分見極める必要があります。
- ・ 地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、各地域に必要な機能の見直しを行い、施設関連経費の縮減を基本としながら総量の適正化を図る必要があります。
- ・ 未利用施設などが生じた場合、これら施設の転用利用を積極的に行うとともに、余剰となった施設の廃止及び除却を進める必要があります。
- ・ 各施設の更新時には、他の施設との統合や複合化を進める必要があります。
- ・ 大規模改修の際には、安全確保を優先しつつ、改修費の縮減を検討する必要があります。
- ・ 市全体の公共施設等の最適化を実効性のあるものとするため、各施設の更新や統合・複合化などの実行計画を立案するとともに、全庁的な取り組み体制を構築し、計画的な維持更新を進めていく必要があります。

## 統合・複合化のイメージ



## 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本計画の目的を「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」とし、そのための基本的な取り組みとして「総量の適正化」、「長寿命化の推進」、「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めます。





---

## 取組 1 総量の適正化

### 〔実施方針〕

人口動態や社会情勢、社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の最適化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合・複合化の検討に取り組みます。

#### （1）社会ニーズ変化への対応

人口動態や社会情勢の変化による施設の需要見込みを踏まえ、既存施設の規模の最適化、不要な施設の除却などを検討します。政策的な判断などにより新規投資を行う際には、ライフサイクルコストや適正な利用者負担など、関連して必要となるすべての費用を総合的に比較、検討します。

#### （2）統廃合・複合化の推進

公共施設等の更新にあたっては、機能集約の観点から多目的な施設内容や民間施設の利用などを視野に入れた統廃合・複合化を検討します。また、利用者の動向や市民ニーズ、周辺の類似施設の状態などを踏まえ、総量の適正化を図ります。

## 取組 2 長寿命化の推進

### 〔実施方針〕

的確な点検・診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組みます。特に公共施設（建物）については、耐震化も含め、安全確保を優先しながらも、法定耐用年数を上回る期間の利用が可能になるよう、ユニバーサルデザイン<sup>※14</sup>の導入を含め、必要な方策を推進します。

また、長期的視点からライフサイクルコストの縮減を検討することとし、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### （1）点検・診断の実施

今後も利用が見込まれる施設については、法定点検のほか、任意の調査及び必要な点検・診断を実施します。また、利用者の目線でみた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。

調査及び点検の結果は、本計画の見直しなどに反映できるよう、データを集約、蓄積、一元管理できる仕組みの構築を検討します。

インフラ資産については、既存の長寿命化計画や国の技術基準などに準拠して、適正に調査及び点検・診断を実施します。

---

※14 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように施設や製品をデザインする考え方。

## (2) 予防保全の取組

維持管理、修繕・更新などを実施するにあたっては、不具合が発生してから修繕を行う事後保全から、不具合を未然に防止するために計画を立てて保全を行う予防保全への転換を進めます。予防保全では、推奨された周期で更新及び修繕を行う「時間計画保全」ではなく、劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を行う「状態監視保全」への取り組みを検討します。

## (3) 安全確保・耐震化

### ① 安全の確保

施設利用者の安全確保を最優先として各種対策に取り組みます。

点検・診断などの結果から対応が必要と認められる施設については、早期に修繕、改修などの対策を講じます。

また災害時の安全性確保の観点から、インフラ資産の点検・診断を進め予防保全に努めます。

さらに、洪水浸水想定区域内に施設を計画する際には、防災拠点としての行政機能の確保を図るため、浸水対策を考慮した施設や装備の配置となるように検討します。

### ② 耐震化の実施

災害時のライフラインの確保及び避難場所としての機能確保を最優先として、各施設の耐震化に取り組みます。耐震改修の実施の際には、ライフサイクルコストを考慮した経済的有益性の検討を行い、長寿命化につながる改修を併せて実施します。

## (4) ユニバーサルデザイン化の推進

施設の大規模改修にあたっては、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、バリアフリー推進、ユニバーサルデザインの導入について検討します。

## 取組3 効率的な管理・有効活用

### 〔実施方針〕

民間活力の活用や広域的な連携を積極的に進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組みます。

### (1) 民間活力の活用

PPP<sup>\*15</sup>／PFI<sup>\*16</sup>の導入や民間事業者、地域住民との連携などの民間活力の活用を視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図ります。

### (2) 効果的な資産活用

用途廃止や統合などにより余剰となる施設及び土地などが生じる際は、転用や民間などへの売却の可能性を検討します。インフラ資産については、施設の長寿命化と耐震補強を基本とし、社会・経済情勢や市民ニーズを踏まえ、必要に応じた適正な供給を図ります。

---

### (3) 広域的連携

群馬県や近隣市町村が所有する施設や国管理施設との間で相互に連携をとることにより、公共施設等の有効活用及び市民サービスの維持向上を図るための方策などを検討します。

- 
- ※15 PPP (Public Private Partnership) : 公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PFI やアウトソーシング (外部委託)、公設民営 (施設建設を公が行い、運営は民間に任せる) 方式、指定管理者制度などが含まれる。
  - ※16 PFI (Private Finance Initiative) : 民間資金を活用した社会資本整備。公共施設等の設計や建設、維持管理や運営などに民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。伊勢崎市は「伊勢崎市 PPP/PFI 手法導入優先的検討の基本方針」(令和4年2月)を定めました。

### 3. 管理に関する用途別の基本的な方針

施設類型	基本的な方針
<b>【市民文化系施設】</b>	
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模の大きい集会施設は、予防保全や計画的な長寿命化</li> <li>・規模の小さい集会施設は、行政区などへの管理運営移管の可能性の検討</li> </ul>
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所機能などとの複合化、多機能化を踏まえた更新の検討</li> <li>・多様なサービス提供による利用者増加や予防保全による運営コスト縮減</li> </ul>
<b>【社会教育系施設】</b>	
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全的な維持管理、運営方法の検討</li> <li>・老朽化した施設の計画的な修繕、改修の実施</li> </ul>
博物館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の実状に合った運営方法の検討</li> <li>・歴史文化の保存と有効活用を目指した効果的効率的な施設運営</li> </ul>
<b>【スポーツ・レクリエーション系施設】</b>	
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な改修工事の導入による更新時期延長の検討</li> <li>・体育館は災害時の避難場所としての機能も考慮した計画的な修繕、改修による長寿命化</li> <li>・利用状況や需要の変化を踏まえた必要性和計画性の検討</li> <li>・近隣自治体や民間所有施設などの利用の検討</li> <li>・使用料の見直しなどの検討による受益者負担の適正化</li> </ul>
レクリエーション施設 ・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能維持を目的とした計画的な修繕・更新の検討</li> <li>・管理運営方法の見直しによる利用者の増加や施設運営コストの縮減</li> <li>・使用料の見直しなどの検討による受益者負担の適正化</li> </ul>
<b>【産業系施設】</b>	
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似機能を持つ施設との統廃合や複合化の検討</li> <li>・予防保全や計画的な長寿命化</li> </ul>
<b>【学校教育系施設】</b>	
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な児童数、生徒数の動向を考慮した統廃合や複合化の検討</li> <li>・災害時の避難場所としての機能を含めた多機能化</li> <li>・予防保全や計画的な長寿命化</li> </ul>
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な修繕、改修による長寿命化</li> <li>・将来的な児童数、生徒数の動向を考慮した統廃合や複合化、更新の検討</li> </ul>

施設類型	基本的な方針
<b>【子育て支援施設】</b>	
幼保・こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設における効果的な改修、更新の検討</li> <li>・保育所の将来的な統廃合などの検討</li> <li>・将来的な幼稚園の管理、運営方法の検討</li> <li>・民間施設を含めた就園ニーズなどを考慮した幼稚園の適正配置の検討</li> </ul>
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設における効果的な改修による長寿命化</li> <li>・新しい施設における予防保全による長寿命化</li> <li>・指定管理者制度の導入や民営化などによる施設運営コスト縮減</li> <li>・将来的な児童数の動向を考慮した統廃合や複合化、更新の検討</li> </ul>
<b>【保健・福祉施設】</b>	
高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な利用者数の動向を考慮した統廃合や複合化、更新の検討</li> <li>・老朽化施設における効果的な改修による長寿命化</li> </ul>
障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要動向を踏まえた上での統廃合の検討</li> <li>・民間参入を考慮した貸付や譲渡の検討</li> <li>・老朽化施設における効果的な改修による長寿命化</li> </ul>
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要動向を注視した上での統廃合の検討</li> <li>・計画的な修繕、改修による長寿命化</li> <li>・需要に合わせた施設の更新や他施設を利用した整備の検討</li> </ul>
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な利用者数の動向を考慮した統廃合や複合化、更新の検討</li> </ul>
<b>【行政系施設】</b>	
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全や計画的な長寿命化</li> <li>・防災拠点としての機能を考慮した安全性の確保</li> <li>・他の施設などとの複合化の検討</li> </ul>
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な修繕、改修による長寿命化</li> <li>・居住区域の変化に合わせた施設の更新の検討</li> </ul>
その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能維持を目的とした修繕の実施</li> <li>・計画的な修繕、改修による長寿命化</li> </ul>
<b>【市営住宅】</b>	
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全的な維持管理や長寿命化の実施</li> <li>・多様なニーズに対応した的確な市営住宅の供給の推進</li> </ul>
<b>【公園】</b>	
公園（建物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全と計画的な修繕の組み合わせによる長寿命化</li> <li>・老年人口の増加を考慮した施設の更新や改修の検討</li> </ul>

施設類型	基本的な方針
<b>【供給処理施設】</b>	
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な修繕、改修による長寿命化</li> <li>・民営化などによるコスト縮減の検討</li> </ul>
<b>【医療施設】</b>	
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な改修や予防保全の強化による長寿命化</li> </ul>
<b>【その他施設】</b>	
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な修繕、改修による長寿命化</li> <li>・貸付や売却などによる普通財産の有効活用</li> </ul>
<b>【道路・橋りょう】</b>	
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先度評価による計画的な維持管理、修繕、更新などの検討</li> </ul>
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的かつ予防的な修繕、維持管理による長寿命化</li> </ul>
<b>【上下水道】</b>	
上水道施設（建物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金の適正化の検討</li> <li>・老朽化施設の計画的な更新や老朽管の布設替え</li> </ul>
下水道施設（建物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路の耐震化や浸水対策事業による災害防止</li> <li>・老朽化施設の計画的な更新や統廃合などによるコスト縮減</li> </ul>

## 4. 今後の具体的取組

今後の本市の公共施設等における更新に必要な経費は、17頁で示したとおり、既存施設を現状どおり所有し更新していく場合には、普通会計で年平均28.5億円が不足すると見込まれていましたが、施設ごとの具体的な対策を定めた個別施設計画の内容を反映させた20頁の試算では、対策が集中する年度においては財源不足が見込まれているものの、想定した投資的経費の年平均の範囲を8.4億円下回ることになりました。このような状況のなか、本計画期間を通じて人口がほぼ変化しないと想定されていることから、基本的には現状の機能を実質的に確保していくことを目指し、最大限の取り組みを進めていくことが求められています。そのため、本章の考え方や方針、取組に基づき、かつ今後の本市の財政動向及びSDGsへの対応などの社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減及び財源確保に関する実施項目に取り組み、各個別施設計画の具体的な進行管理を通じて公共施設等の安定的な管理運営を推進していくこととします。

### 【更新費縮減の実施項目】

#### ■総量の適正化

- ・公共施設（建物）の需要見込みを踏まえたうえで統廃合や複合化、転用に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・特に公共施設（建物）の更新（建替）の際には、統廃合や複合化とともに、適正規模の検討を行います。
- ・今後利用する見込みのない施設等については、建物の付帯設備や工作物等も含め、解体、除却等を検討し適正な総量の推進を進めます。

#### ■長寿命化の推進

- ・公共施設（建物）の予防保全を強化充実することにより耐震化や浸水対策を考慮した安全確保と長寿命化を図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を折り込むとともに、当該施設の需要の変化を把握し、ユニバーサルデザインを導入するなど、施設の陳腐化を回避します。
- ・道路は定期的な点検に加え、適宜必要な点検を実施することにより予防保全を進め、適切なタイミングでの改修を行い、長寿命化を図ります。
- ・橋りょうは予防保全による維持管理、改修、更新を進め、長寿命化を図ります。

#### ■効率的な管理・有効活用

- ・公共施設（建物）の管理運営全般にわたり、転用や売却なども含めた効果的な資産活用を図るとともに民間活力の活用と広域的連携の可能性について検討します。
- ・大規模改修の実施時期を施設毎に精査し、工事回数の縮減を図ります。
- ・定期点検や日常点検の実施により予防保全を進め、大規模改修実施のタイミングを見極めます。
- ・更新、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・工事の実施にあたってはライフサイクルコスト縮減の観点から優れた工法、材料などを優先して

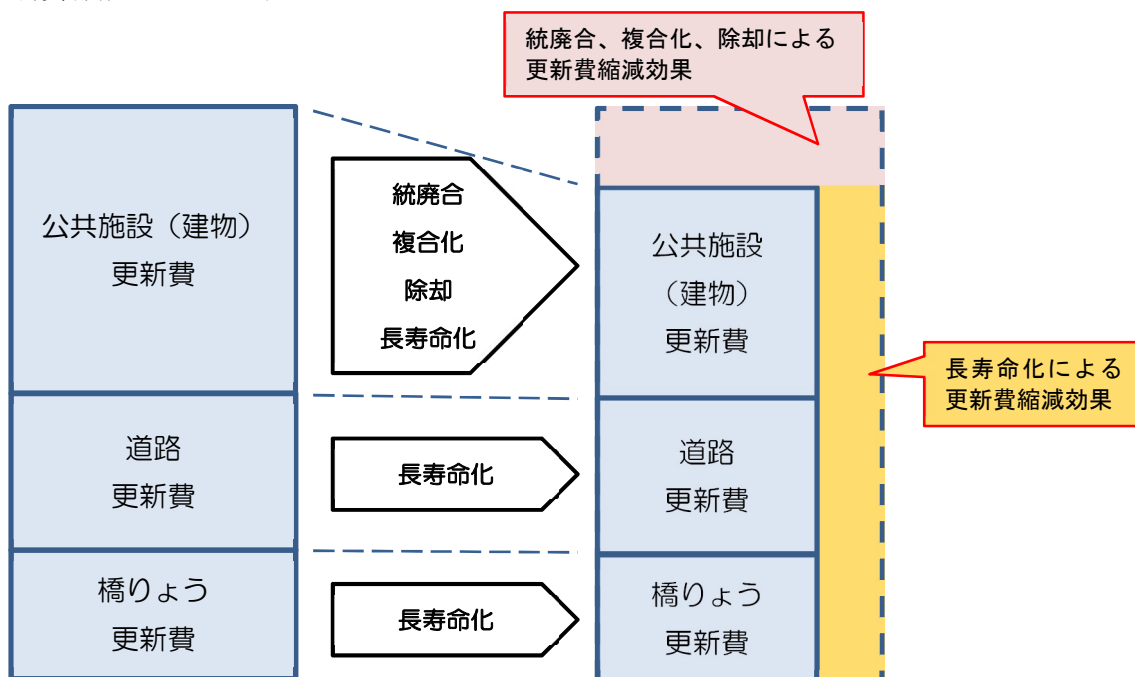
選択するとともに、施設機能が長期的に保持できる内容を取り入れます。

- ・道路、橋りょうの補修箇所は、損傷の程度や利用状況を総合的に把握して優先度を判断し、的確な絞り込みを行います。
- ・道路、橋りょうの補修は、舗装材や施工方法の選択により工事費の縮減を図ります。

#### 【財源確保の実施項目】

- ・売却や貸付も含めた公有財産の有効活用、有効運営を進めます。
- ・未利用地や施設の統廃合、複合化、除却により生じる余剰地は、転用や売却を進めます。
- ・公共施設（建物）、道路、橋りょうをはじめ、あらゆる公有財産に関する管理運営コストの縮減を図ります。
- ・公共施設等を管理するための中・長期的な財源として、国・県の補助金や交付金、地方債及び基金の活用について検討を進めます。

#### 〔更新費縮減のイメージ〕





## 5. 取組体制

### (1) 全庁的な体制の構築

将来にわたり行政サービスが持続可能となる公共施設等のマネジメントを確実に実行していくため、行財政改革・政策立案・財産管理の各所管部署と公共施設等の各所管部署が連携するとともに、全庁的な推進体制の構築を図ります。

公共施設等の更新や統廃合・複合化の事業化にあたっては、施設ごとの個別施設計画に基づき、その中で進行管理していくこととなりますが、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。そのため、公共施設等のマネジメントを推進する部署の組織強化を図るとともに、個々の施設の長寿命化や適切な維持保全の推進に関する施設責任者の意見・提案を的確に把握し、反映する方策を検討します。

### (2) 情報管理・共有の推進

公共施設等に関する情報は、データ化して継続的な更新を行いながら活用することとし、特に維持管理費用や利用状況などについても定期的な情報更新に努め、庁内での情報共有を図ることとします。

また、職員一人ひとりが公共施設等の現状や経営的視点に立った総量適正化、維持管理への理解を深めていくことの重要性を踏まえ、研修会の開催などにより庁内の公共施設マネジメント意識の高揚及び共有を図ります。

## 6. 実施スケジュール

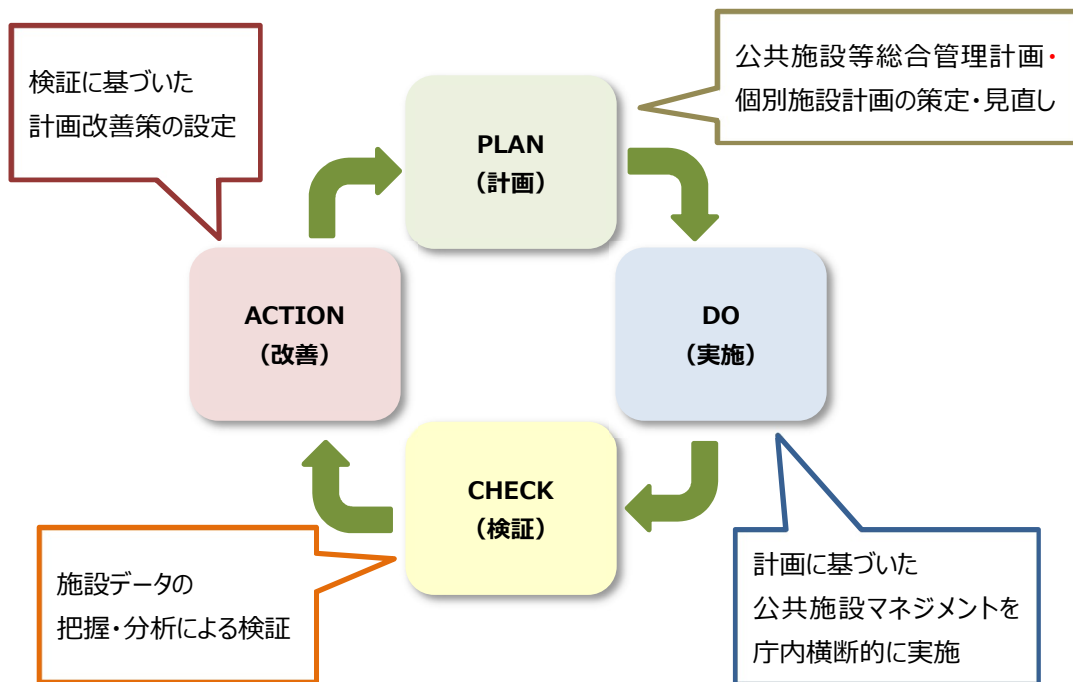
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	R3年度 2021年度	R6年度 2024年度	R11年度 2029年度	R27年度 2045年度
		策定からこれまで			短期	中期	長期
総合計画	基本構想	第2次伊勢崎市総合計画				次期伊勢崎市総合計画	
	基本計画	前期 基本計画	後期 基本計画	前期 基本計画	後期 基本計画	前期 基本計画	後期 基本計画
公共施設等 総合管理計画	公共施設等	施設別 公共施設等総合管理計画に沿った整備					
個別施設計画	公共施設等	施設別 個別施設計画に沿った整備					

## 7. フォローアップの実施

PLAN（公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直し）、DO（計画に基づいた公共施設マネジメントを庁内横断的に実施）、CHECK（施設データの把握・分析による検証）、ACTION（検証に基づいた計画改善策の設定）を一連の流れとして、PDCA サイクルを構築することにより、フォローアップを実施しながら適切な進行管理を行います。

このPDCAサイクルの活用過程においては、伊勢崎市総合計画との整合性の確保に努めていくとともに、本計画で定めた方針などについても、必要に応じて適時見直していくこととなります。

また、本計画に基づく個々の施設の更新等に当たっては、個別施設計画の進行管理に応じて、広報やホームページによる周知を図るとともに、市民意識調査などの意見集約を活用することにより、市民との共通理解と情報共有を図ることとします。



# 巻末資料

## 1. 総務省施設区分分類表

会計名	大分類	中分類	施設名称例
普通会計	市民文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ホール</li> <li>コミュニティセンター</li> <li>公民館</li> <li>市民の家</li> <li>青年の家</li> </ul>
		文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会館</li> <li>市民文化センター</li> </ul>
	社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央図書館</li> <li>地域図書館・図書館分室</li> </ul>
		博物館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館、郷土資料館</li> <li>美術館</li> <li>プラネタリウム</li> <li>社会教育センター</li> </ul>
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民体育館</li> <li>市民プール</li> <li>武道館</li> <li>サッカー場</li> <li>テニスコート</li> <li>野球場</li> </ul>
			レクリエーション施設・観光施設
		保養施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保養施設</li> </ul>
	産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働会館・勤労会館</li> <li>産業文化センター</li> <li>産業振興センター</li> </ul>
	学校教育系施設	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>特別支援学校</li> <li>高等学校</li> </ul>
		その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育センター</li> <li>給食センター</li> </ul>
	子育て支援施設	幼保・こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園</li> <li>保育所</li> <li>こども園</li> </ul>
		幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館・児童センター、こどもの家</li> <li>地域子どもの家</li> <li>子育て支援センター</li> <li>放課後児童クラブ、児童会</li> </ul>
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉センター</li> <li>デイサービスセンター</li> <li>生きがい活動センター</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>老人憩いの家</li> </ul>
			障害福祉施設
		児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設</li> <li>母子生活支援施設</li> </ul>
		保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健会館</li> <li>保健所</li> </ul>
		その他社会保険施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉会館</li> </ul>
	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所</li> </ul>
	行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎</li> <li>支所</li> <li>市政センター・市民の窓口</li> </ul>
			消防施設
		その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境センター</li> <li>清掃事務所</li> <li>備蓄倉庫</li> <li>防災センター</li> </ul>
	公営住宅	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅</li> </ul>
	公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理棟</li> <li>倉庫、便所</li> </ul>
供給処理施設	供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理場・クリーンセンター</li> <li>浄化センター</li> <li>地域冷暖房施設</li> </ul>	
その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場、駐輪場</li> <li>斎場、墓苑</li> <li>公衆便所</li> <li>卸売市場、共同販売所</li> <li>職員住宅、寮</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水処理場</li> <li>配水場</li> </ul>	
上水道会計	上水道施設	上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水処理場</li> <li>配水場</li> </ul>
下水道会計	下水道施設	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理施設</li> </ul>
病院会計	医療施設	医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民病院</li> </ul>

## 2. 個別施設計画一覧表

策定年度 ( )は計画数	計画名称	所管課	主な施設
H30年度までに策定済み (5)	伊勢崎市橋梁長寿命化修繕計画	土木課	橋梁
	三郷地区他農業集落排水処理施設最適整備構想 (群馬土連が機能診断調査、機能保全計画策定実施)	下水道施設課	三郷地区汚水処理施設
	伊勢崎市文化会館建物総合診断及び長寿命化計画	文化観光課	伊勢崎市文化会館
	伊勢崎市公共下水道ストックマネジメント計画	下水道整備課	伊勢崎浄化センター
	伊勢崎市下水道施設整備基本計画	上下水道局総務課、上水道整備課、浄水課	上下水道局庁舎
R元年度策定済み (22)	伊勢崎市本庁舎・支所庁舎個別施設計画	行政課、赤堀支所庶務課、あずま支所庶務課、境支所庶務課	市役所
	伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画	安心安全課	防犯ステーション
	伊勢崎市聖苑個別施設計画	市民課	いせさき聖苑
	伊勢崎市市民部所管施設個別施設計画	市民活動課、人権課、国際課	緋の郷
	伊勢崎市ごみ処理施設個別施設計画	環境政策課	清掃リサイクルセンター 21
	伊勢崎市保健施設個別施設計画	健康管理センター	健康管理センター
	伊勢崎市スポーツ振興課所管施設個別施設計画	スポーツ振興課	華蔵寺公園運動施設
	伊勢崎市子育て支援課所管施設個別施設計画	子育て支援課	児童センター
	伊勢崎市公立保育所等個別施設計画	こども保育課	第二保育所
	伊勢崎市障害福祉課所管施設個別施設計画	障害福祉課	障害者センター
	伊勢崎市経済部所管施設個別施設計画	産業経済部商工労働課、文化観光課 農政部農政課	市民プラザ
	伊勢崎市市営住宅個別施設計画	住宅課	茂呂住宅
	伊勢崎市都市開発課所管施設個別施設計画	都市開発課	中心市街地整備事務所
	伊勢崎市都市計画部伊勢崎駅周辺総合開発施設個別施設計画	市街地整備課	伊勢崎駅周辺総合開発
	伊勢崎市伊勢崎オートレース場選手宿舎個別施設計画	事業課	選手宿舎
	伊勢崎市消防関係施設個別施設計画	消防本部総務課	消防庁舎
	伊勢崎市伊勢崎市民病院等個別施設計画	市民病院総務課	市民病院
	伊勢崎市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）	教育施設課、学校教育課、 四ツ葉学園中等教育学校	北小学校
	伊勢崎市学校給食調理場個別施設計画	健康給食課	第一学校給食調理場
	伊勢崎市生涯学習課所管施設個別施設計画	生涯学習課	北公民館
伊勢崎市図書館課所管施設個別施設計画	図書館課	伊勢崎図書館	
伊勢崎市文化財保護課所管施設長寿命化計画（個別施設計画）	文化財保護課	文化財保護課倉庫	

R2年度 策定済み(6)	伊勢崎市公園施設長寿命化計画	公園緑地課	いせさき市民のもり公園
	伊勢崎市道路舗装修繕計画	道路維持課	1級路線、2級路線
	伊勢崎市し尿処理施設個別施設計画	環境政策課	茂呂クリーンセンター
	伊勢崎市高齢福祉施設個別施設計画	高齢政策課	ふくしプラザ
	伊勢崎市土地改良施設個別施設計画	土地改良課	ため池
	伊勢崎市橋梁長寿命化修繕計画(15m未満)	土木課	橋梁(15m未満)

### 3. 伊勢崎市指定管理者制度導入施設一覧

※指定管理者制度：公の施設の管理運営を公共団体だけでなく、民間事業者などにも任せることができる制度

(令和3年4月1日 現在)

No.	施設名称	所管課
1	あずまウォーターランド	スポーツ振興課
2	境プール	
3	ちびっこセンター	子育て支援課
4	児童センター	
5	境児童センター	
6	赤堀児童館	
7	赤堀南児童館	
8	赤堀あさひ児童館	
9	きく児童館	
10	さざんか児童館	
11	あやめ児童館	
12	南小学校放課後児童クラブ	
13	殖蓮小学校放課後児童クラブ	
14	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	
15	こども発達支援センター	高齢政策課
16	ふれあいセンター	
17	みやまセンター	
18	高齢者生きがいセンター	
19	境社会福祉センター	
20	境地域福祉センター	
21	ふくしプラザ	
22	老人いこいの家	
23	プリティータウンの丘磯沼荘	障害福祉課
24	伊勢崎市福祉作業所	
25	桑の実福祉作業所	
26	あずま福祉作業所	
27	あかねの館福祉作業所	
28	うえはす福祉作業所	
29	みなみ福祉作業所	
30	のあ福祉作業所	
31	障害者就労・自立支援施設	
32	市民プラザ	商工労働課
33	境産業振興会館	
34	文化会館	文化観光課
35	境総合文化センター	
36	華蔵寺公園遊園地	
37	赤堀芸術文化プラザ	
38	青少年育成センター	生涯学習課
39	あずまホール	
40	赤堀図書館	図書館課

#### 4. 耐用年数表

コード	用途名称	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	L	M
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
01	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
05	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
06	詰所・寄り場												
08	作業所・工作室												
10	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
11	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
12	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
13	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
15	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
17	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
20	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
21	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
23	廊下・渡廊下												
24	図書館												
25	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
28	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
30	会館・本館												
31	音楽堂・ホール												
32	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
34	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
35	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
37	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
39	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
40	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
45	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
46	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
47	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
49	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
50	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
53	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
56	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
57	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
58	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
59	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
61	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
64	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
68	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
70	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
71	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
72	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
73	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
75	技術室・機械室												
76	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
77	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
89	その他												
90	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
91	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

資料：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」財務省

---

## 5. 伊勢崎市公共施設等総合管理計画検討委員会

○伊勢崎市公共施設等総合管理計画検討委員会設置要綱

平成27年7月30日

(設置)

**第1条** 本市の公共施設等（公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他工作物をいう。以下同じ。）の総合的かつ計画的な管理を推進するための伊勢崎市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）の改定に関し調査検討を行うに当たり、伊勢崎市公共施設等総合管理計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) その他計画について必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の所掌事務に係る調査検討が終了したときは、市長に報告するものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長には副市長の職にある者を、副委員長には総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。



---

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務部管財課において行う。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

**附 則** (平成28年4月1日要綱)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年4月1日要綱)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年4月1日要綱)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年4月1日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**別表** (第3条関係)

副市長
総務部長
企画部長
財政部長
市民部長
環境部長
健康推進部長
福祉こども部長
長寿社会部長
産業経済部長
農政部長

---

建設部長

都市計画部長

公営事業部長

上下水道局長

消防長

経営企画部長

教育部長

総務部副部長

専門委員（総務部門）

専門委員（民生部門）

専門委員（建設部門）





**伊勢崎市公共施設等総合管理計画**

平成28年8月  
(令和4年3月改訂)

編集:伊勢崎市総務部管財課  
〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地  
電話:0270-24-5111

---